

# 文教福祉常任委員会会議録

〔令和5年9月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

# 筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和5年9月11日(月) 会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
9:00	認 定 第5号	令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	高齢者支援課	5
	認 定 第7号	令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について	高齢者支援課	18
	議 案 第51号	令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	高齢者支援課	20
	議 案 第44号	筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	保育児童課	25
	議 案 第45号	筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	保育児童課	28
	議 案 第46号	筑紫野市立障害者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	生活福祉課	30
	陳 情 第6号	筑紫野市内のヤングケアラーを早急に救済して頂きたい件	子育て支援課	33
	認 定 第4号	令和4年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について	学校教育課	41
	議 案 第50号	令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算(第1号)について	学校教育課	46
	請 願 第3号	教育予算の拡充等に関する請願	学校教育課	47
	所管事務 報 告	ちくしの高年大学事業について	生涯学習課	51
	所管事務 調 査	带状疱疹予防接種等について	健康推進課	57
	所管事務 報 告	造血細胞移植後の任意予防接種助成事業について	子育て支援課	60
	所管事務 報 告	妊娠判定受診費用助成事業について	子育て支援課	62
	所管事務 報 告	第4期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画の策定について	生活福祉課	65
所管事務 報 告	太宰府特別支援学校放課後等支援事業について	生活福祉課	68	

# 筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和5年9月11日(月) 会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
	所管事務調査	暮らしの困りごと相談窓口について	保護課	71
	所管事務調査	生活困窮者の支援について	保護課	75
	所管事務調査	地域包括ケアシステム構築の進捗状況について	高齢者支援課	81
	所管事務報告	令和5年度敬老の日事業について	高齢者支援課	89
	—	文教福祉委員会の行政視察について	—	91

令和5年第5回（9月）筑紫野市議会定例会  
文教福祉常任委員会

○日 時

令和5年9月11日（月）午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	西村和子	副委員長	坂口勝彦
委員	原口政信	委員	古賀新悟
委員	檜木孝一	委員	吉村陽一
委員	春口茜		

○欠席委員（0名）

○議長（1名）

赤司泰一

○傍聴議員（10名）

議員	辻本美恵子	議員	上村和男
議員	白石卓也	議員	宮崎吉弘
議員	八尋一男	議員	城健二
議員	段下季一郎	議員	前田倫宏
議員	佐々木忠孝	議員	赤司祥一

○一般傍聴者（1名）

○出席説明員（14名）

健康福祉部長	嘉村千穂	健康推進課長	毛利早希
健康推進課長補佐	山田真理子	健康企画担当係長	吉田聡子
子育て支援課長	岡嶋桐子	子育て支援担当係長	佐藤武朗
母子児童担当係長	森田薫	保育児童課長	坂田浩章
保育児童担当係長	中村義弘	生活福祉課長	虫明しのぶ
障がい者福祉担当係長	永田新太郎	保護課長	中島友子
保護1担当係長	菅本貴之	保護2担当係長	小山誠二

高齢者支援課長 古 田 浩 明  
介護保険担当係長 荒 尾 正  
教 育 部 長 長 澤 龍 彦  
学校教育担当係長 鶴 澤 宏  
生涯学習・青少年担当係長 野美山 毅 士

高齢者支援課長補佐兼高齢者福祉担当係長 真 鍋 美香子  
指定指導担当係長 平 嶋 亮  
学校教育課長 高 木 美智子  
生涯学習課長 檜 木 理 恵

○出席事務局職員（3名）

局 長 荒 金 達  
係 長 栗 原 忠

課 長 大久保 泰 輔

開会 午前9時00分

---

○委員長（西村和子君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、これより文教福祉常任委員会を開きます。

会議に先立ちまして、本常任委員会に市長がお見えですので、一言御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

市長。

○市長（平井一三君） 皆さん、おはようございます。

文教福祉委員会の西村委員長、そして、坂口副委員長をはじめ委員各位におかれましては、日頃から議案の審査等に活発な議論をいただき深く感謝を申し上げます。

本日は今定例会の文教福祉委員会に条例3件、補正予算2件、認定3件、合計8件の議案等の審査をお願いしております。よろしく御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。市長は公務がございますので、ここで退席なさいます。ありがとうございます。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前9時00分

再開 午前9時01分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

傍聴の件をお諮りいたします。

初めに、5名の議員が委員会の傍聴に出席していらっしゃいますので、先に御報告いたします。

続いて、本常任委員会に一般市民の方1名より委員会審査の傍聴の申出がありますので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって傍聴の申出を許可することに決しました。

しばらく休憩いたします。事務局は入室の御案内をお願いします。

————— . ————— . —————  
休憩 午前9時01分

再開 午前9時01分  
————— . ————— . —————

○委員長（西村和子君） 委員会を再開します。

議題に入ります前に念のために申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手していただき、委員長から説明を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、行政視察の事前研修についてはほか3件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、嘉村部長がお見えですので、御挨拶をいただきます。併せて、出席職員の紹介をお願いいたします。

部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 皆様、おはようございます。健康福祉部長の嘉村でございます。

日頃より本市の福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本日は、認定2件、議案4件、陳情1件、所管事務報告5件、所管事務調査4件について御審査賜りますので、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

高齢者支援課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（古田浩明君） おはようございます。高齢者支援課課長の古田と申します。よろしくお願いいたします。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） おはようございます。介護保険担当係長をしております荒尾と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援課長補佐兼高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） おはようございます。同じく介護保険課高齢者福祉担当係長の真鍋と申します。よろしくお願い致します。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 同じく高齢者支援課指定指導担当の係長の平嶋と申します。よろしくお願い致します。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） よろしく願いいたします。

○委員長（西村和子君） では、認定第5号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計

歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、認定第5号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

最初に、本市の介護保険事業の状況を御説明させていただきたいと思います。

文教福祉常任委員会説明用資料、こちらになります。2ページをお開きいただきたいと思います。

令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の円グラフです。

歳入総額は72億4,419万4,963円でございます。主な内訳は、65歳以上の介護保険料が24.5%、40歳から64歳までの介護保険料である支払基金交付金が24.9%、合わせて49.4%が介護保険料収入です。

次に、国庫支出金が19.6%、県支出金が13.4%、市の一般会計からの繰入金15%、合わせて48%が公費となります。

下になります。歳出総額は70億9,895万4,963円でございます。主な内訳は、介護保険給付費が89.5%を占めております。

続きまして、3ページ、4ページになります。決算の歳入歳出でございます。令和4年度と3年度の比較が分かるものになっております。

決算額の内容につきましては、後ほど決算書にて御説明させていただきます。

5ページになります。

高齢者人口・介護認定者数等の推移です。65歳以上の第1号被保険者は毎年増加し、令和4年度末は表の右上になります。2万7,660人となりました。このうち介護認定者数が4,381人で、要介護認定率は15.8%です。40歳から64歳までの第2号被保険者を含めると、4,461人が要介護認定を受けています。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

保険給付費の推移でございます。第1号被保険者及びサービス受給者の増加に伴い、保険給付費についても、これまでと同様に増加しております。

7ページをお開きいただきたいと思います。

介護保険料の収納状況です。介護保険料の約9割は年金から天引きさせていただいております。収納率は毎年向上し、令和4年度の収納率は、表の右下になります。令和3年

度から0.27ポイント上昇し、98.49%と高い収納率になっております。

下の表に移りまして、不納欠損額・滞納繰越額の推移です。所在不明、生活困窮者と認められるなど、納税不能のまま2年経過し時効を迎えた介護保険料の不納欠損額は558万8,587円です。

不納欠損処理に当たりましては、税の公平性の観点から、督促状や催告書の発送、財産調査、財産差押え、納付誓約書の提出、所在地の追跡調査等、消滅時効が完成しないように努めております。また、不納欠損予定者リストを作成し、未接触者や滞納処分未処理状況を把握するなど、時効進行の管理を行っております。

滞納繰越額は2,507万9,380円、348人でございます。現年の滞納者の収納率の向上が滞納繰越額の減少につながり、さらに不納欠損を減少させることから、納付指導員による訪問調査を随時行い、納付推進の取組を進めます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

介護保険給付費支払準備基金残高です。令和4年度末の残高は、一番右下になりますけれども、6億982万6,052円となっております。

それでは、決算の内容を御説明させていただきたいと思います。

決算書の432ページから433ページをお開きいただきたいと思います。歳入の主なものを御説明させていただきます。

1款介護保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料収入済額になりますが、17億7,299万1,514円です。

続きまして、3款使用料及び手数料1項手数料1目督促手数料20万2,400円は、介護保険料の督促支払料です。2目指定事務手数料9万円は、地域密着型サービス、居宅介護支援事業所の指定に係る事務手数料となっております。

434ページ、435ページをお開き願います。

4款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金収入済額11億8,086万5,044円は、介護給付費に対する国の負担金です。

2項国庫補助金1目調整交付金収入済額9,341万8,000円は、75歳以上の高齢者や所得の低い高齢者の割合などにより補助されるものです。2目地域支援事業交付金（総合事業）6,818万5,800円と、3目地域支援事業交付金（総合事業以外）5,348万4,585円は、地域支援事業に対する国の給付金です。4目保険者機能強化推進交付金1,229万円と、5目介護保険保険者努力支援交付金1,363万円3,000円は、高齢者の自立支援、重度化予防等を推進

するために、市町村の様々な取組の達成状況を評価し、交付されるものです。

続きまして436ページ、437ページをお開き願います。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金17億1,265万6,000円と、2目地域支援事業支援交付金9,442万1,426円は、40歳から64歳の方の介護保険料が国の支払基金を経由して交付されるものです。

続きまして、6款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金9億559万円は、保険給付費に対する県の負担金です。2項県補助金1目地域支援事業交付金（総合事業）3,978万2,375円と、2目地域支援事業交付金（総合事業以外）2,674万2,292円は、地域支援事業に対する県の交付金です。

438ページ、439ページをお開きいただきたいと思います。

7款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金収入済額7億9,415万5,862円は、保険給付費に対する市の負担分を一般会計から繰入れするものです。2目その他一般会計繰入金1億5,414万1,730円は職員給付費等です。3目低所得者保険料軽減繰入金7,608万8,322円は、低所得者世帯の介護保険料を減免するために、一般会計から繰入れするものです。4目地域支援事業繰入金（総合事業）3,826万8,439円と、地域支援事業繰入金（総合事業以外）2,628万円は、地域支援事業に対する市の負担分を一般会計から繰入れするものです。

続きまして、8款繰越金1項繰越金1目繰越金1億7,301万9,066円は、令和3年度決算により生じた歳入歳出差引残額を計上したものでございます。

440ページ、441ページをお開き願います。

9款諸収入3項雑入3目雑入741万194円は配食サービス事業食材費の利用者負担分でございます。

以上、歳入合計、収入済額72億4,419万4,963円となっております。

442ページ、443ページをお開き願います。歳出になります。主なものを御説明させていただきます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費支出済額9,442万5,127円は、高齢者支援課職員人件費等です。

444ページ、445ページをお開き願います。

3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費支出済額1,711万7,501円は、筑紫地区5市共同で運営している介護認定審査会の負担金等です。4項認定調査費1目認定調査費支出

済額3,899万5,635円は、介護認定調査員の報酬やかかりつけ医意見書作成料など、調査にかかる経費です。

飛ばしまして、448ページ、449ページをお開き願います。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費でございます。支出済額26億2,334万7,073円は、要介護1から5の方が利用する在宅サービス給付費です。要介護認定者に占める利用者の割合は62.7%となっております。

2目地域密着型介護サービス給付費支出済額9億921万6,541円は、住み慣れた地域で生活をするための地域密着型サービスの給付費です。要介護認定者に占める利用者の割合は14.4%となっております。

3目施設介護サービス給付費支出済額19億2,082万8,846円は、特別養護老人ホーム等の介護施設の給付費です。要介護認定者に占める利用者の割合は19.4%となっております。

6目居宅介護サービス計画給付費支出済額2億6,611万8,947円は、ケアマネジャーが作成するケアプランの作成費用です。作成件数は1万7,485件となっております。

450ページ、451ページをお開き願います。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付支出済額2億3,635万875円は、要支援1・2の方が利用する在宅サービスの給付費です。要支援認定者に占める利用者の割合は71.0%です。

5目介護サービス計画給付費支出済額4,149万4,220円は、ケアマネジャーが作成する要支援ケアプランの作成費用です。作成件数は9,030件で要支援認定者に占める利用者の割合は46.5%となっております。

452ページ、453ページをお開き願います。

3項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費支出済額1億6,828万6,922円は、介護サービスの利用額が所得に応じて定められた月ごとの基準額を超えた場合に、払戻しをするものです。

4項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費支出済額2,444万2,265円は、医療・介護の利用額を合算し、年ごとの基準額を超えた場合に払戻しをするものです。

5項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費支出済額1億664万4,344円は、介護保険施設に入所する低所得者に対し、食費、居住費の一部を補助するものです。

454ページ、455ページをお開き願います。

3款地域支援事業費です。地域支援事業費は高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。

1項介護予防生活支援サービス事業費 1目介護予防・生活支援サービス事業費です。支出済額2億7,880万2,371円のうち、右の欄の18負担金、補助金及び交付金の給付費2億7,724万8,898円は、要支援等の方を対象に、訪問や通所等の総合事業等を行うものです。

456ページ、457ページをお開き願います。

2項一般介護予防事業費 1目介護予防事業費です。支出済額1,801万3,971円のうち、右側の欄の1介護予防普及啓発事業費、12委託料884万7,742円は、健康推進課、国保年金課と共同で、カミーリヤ運動指導室の業務を委託しているものです。さらに、下の2地域介護予防活動支援事業費、12委託料263万3,400円は、公民館等で地域高齢者を対象に開催する介護予防音楽療法の業務を委託するものです。

458ページ、459ページをお開き願います。

3項包括的支援事業・任意事業費 1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費です。支出済額9,468万9,620円のうち、右側の欄の1包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、1報酬、非常勤職員報酬、地域ケア推進会議委員報酬18万7,000円は、地域ケア推進会議の外部委員20人の報酬でございます。地域包括ケア推進会議は、多職種の連携により地域包括ケアシステムの構築を支援するものでございます。会議は1年間で8回開催しております。

さらに、7報償費、講師謝金35万2,000円は、自立支援型地域ケア会議の専門職参加の講師謝金です。自立支援型地域ケア会議は、要支援または要介護1で、介護保険サービスを利用している方のケアプランについて、理学療法士、作業療法士などの専門職が事例検討を行います。多職種で検討することで利用者の重症化を予防し、自立支援につながる支援方法について、ケアプランを作成するケアマネジャーに助言することができます。ケアマネジャーの支援及び資質向上につながる取組となっております。

続きまして、12委託料、運営管理委託料（地域包括支援センター委託料）9,175万8,300円は、市内4か所に設置する地域包括支援センターの運営管理年間委託料です。

続きまして、2目任意事業費でございます。支出済額3,688万2,338円のうち、右側の欄の1地域支援事業・任意事業費、12委託料、高齢者法律無料相談委託料16万8,000円は、

毎月第2・第4木曜日を定例相談日としている高齢者の法律無料相談の委託料でございます。

同じく配食サービス業務委託料1,264万2,735円は、独り暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、買物や調理ができず、見守りを必要とする方に食事を配達するものでございます。

460ページ、461ページをお開き願います。

3目認知症総合支援事業費です。支出済額398万2,000円のうち、右側の欄の1認知症初期集中支援事業推進費、12委託料、認知症初期集中支援チーム業務委託料380万円は、早期に認知症の診断を行い治療につなぐために、専門医や地域包括支援センター等と協力しながら、チームとして対象者の支援に当たるものでございます。

その下の2認知症地域支援ケア向上事業、18負担金、補助金及び交付金のものわすれ相談事業補助金6万円は、筑紫地区5市内において、認知症の専門医だけでなく、かかりつけ医でも認知症の診断や初期治療ができるようにするために、筑紫医師会に補助するものでございます。

同じく認知症の人の家族に対する支援事業交付金12万2,000円は、市民ボランティアである介護を考える家族の会に交付するものでございます。毎月第3金曜日の10時から15時まで認知症や介護相談を受けております。

4目生活支援体制整備事業費です。支出済額505万5,517円のうち、右側の欄の1生活支援体制整備事業、12委託料、生活支援体制整備委託料503万9,000円は、地域の高齢者の支援ニーズと社会資源や既存サービスを調整する生活支援コーディネーターを設置するため、社会福祉協議会に委託するものでございます。

以上が地域支援事業費の主な内容になりますが、利用者等の実績につきましては、文教福祉常任委員会説明会説明用資料の9ページに記載しております。

2項一般介護予防事業費につきましては、前々年度よりもコロナが落ちつき始めたことにより、介護予防運動の利用者が大きく増加しております。カミーリヤ運動指導室業務として、運動教室やプールを利用した延べ人員は1万7,894人で、昨年度より約37%伸びております。

3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の地域包括支援センターの相談件数は1万3,111件となっております。また、一番下の生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター協議実績、こちらは地域に出向いて生活支援

の協議を行ったり、学習会に参加するものでございますが、実績は257回となっております。

それでは決算書に戻っていただきまして、462ページ、463ページをお開き願います。

4款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金支出済額8,414万8,489円は、令和3年度からの繰越金のうち、補助金返還に要する金額を除いたものを積立てたものです。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金5,483万1,291円は、国・県支払基金の交付金の令和3年度分精算に伴う返還金となっております。

465ページをお開きいただきたいと思います。

一番右下になりますが、歳出合計の支出済額は70億9,895万4,963円となっており、歳入歳出差引きは1億4,524万円となり、令和5年度へ繰越しをいたします。

以上が令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算報告になります。御審査いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。ちょっと最初のほうまで振り返らなきゃいけない。ありませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 今、報告をいただいて、結構、横のつながりで頑張ってるというのとは分かったんですけども、一つは収納率の推移で大分収納率が上がったという報告を受けました。反面、回収のどういうふうにしていくのかというのも報告を受けました。

そっちの回収をどうするのかのほうが大きな声に聞こえて、どうしてもちょっと気になったんですが、例えば年金受給者の方は恐らくほとんどの人が天引きなので、どんなに年金が低い人からも自動的に引かれた分が年金としてくると。非常に悲痛の声を聞くんですけども、その悲痛の声の部分はどういう対応してるのかというのが一つです。

それから、決算書の430ページ、低所得者保険料軽減繰入金なんですけども、これは低所得者という人たちは、どういう人たちを低所得者と言われているのかということと、その人たちが実際どのくらい的人数がいらっしゃって、この繰入金を活用しているのかというところを御説明ください。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） どなたが答弁されますか。休憩しますか。

○高齢者支援課長（古田浩明君） すいません。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前9時34分

再開 午前9時37分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 低所得者に対する介護保険料になりますけれども、通常は基準額から45%が一番低い保険料となるんですけれども、それをさらに下げて、30%まで下げたところで低所得者の方に対しては介護保険料を賦課させていただいておるところでございます。

大体年収にいたしまして120万円までの方が8,026人おまして、その方を低所得者として見て、そういった制度を適用させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○委員（古賀新悟君） はい。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 軽減というのは、どの程度の軽減をされてるんですかね。基準額の30%という人が8,026人いるということでしょう。

○委員長（西村和子君） 826人。

○委員（古賀新悟君） ああ、ごめん。826人。この人たちに対して軽減……。ゼロというわけじゃないでしょう。

○高齢者支援課長（古田浩明君） ゼロではないです。

○委員（古賀新悟君） じゃないですね。どのくらい軽減してるんですか。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 基準額が6万5,400円。年額になりますが、保険料の年額基準額6万5,400円になりますけれども、そこから30%で一番低い率になりましたら、1万9,620円が年額となっております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） いいですか。

○委員（古賀新悟君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。はい。

○委員（古賀新悟君） さっき質問を二つしましたが、年金から天引きされて、そのものが低い人からも天引きされるんだけど、悲痛の声を私は聞くんですけども、その悲痛の声に対しての対応はどうかというのをさっき聞いたんですけども。

○委員長（西村和子君） 休憩にしますか。

○高齢者支援課長（古田浩明君） はい。

○委員長（西村和子君） 休憩に入ります。

---

休憩 午前9時41分

再開 午前9時42分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 今、説明させていただいた一番低いところの保険料については、そこが最低の基準にはなってくるんですが、さらにその第2段階、第3段階というところがございます、そちらの方につきましては、要件によっては一番低い第1段階まで保険料を落とすという減免措置がありますので、そちらを適用させていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○委員（古賀新悟君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかに。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。歳入の項目を詳しく教えてください。

まず、今、第8期介護保険計画の真ただ中がございます。保険料の月額平均料の平均と国・県の平均を教えてください。

○委員長（西村和子君） いいですか。古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 介護保険料でよろしいでしょうか。

○委員（檜木孝一君） 介護保険料。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 介護保険料は国内の平均が6,014円、福岡県の平均が6,078円、筑紫野市が5,450円、月額となっております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） ありがとうございます。国の平均、それから、県の平均よりも約500円以上安い。ということで、非常に合理的な低い保険料の中で運営がなされている、それだけ恩恵があっておるということになろうかと思っております。

このことは、課長さんが途中で数値を言われましたけども、介護認定率の15.8%とおっしゃいましたけども、これと密接に関係があるのではないかなと私は分析をいたしております。

介護認定率の国の平均と県の平均を分かったら教えてください。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 認定率でございますけれども、国内では令和2年度末の数値になりますが、18.7%となっております。令和5年4月1日現在、福岡県が19.5%、筑紫野市が15.8%となっております、国内の平均、福岡県の平均よりも低くはなっております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） ありがとうございます。介護認定率が国と比較いたしまして、約3%低い。県と比較いたしまして、約4%も低いということが、今おっしゃったことだと思います。非常に介護認定率が低い。ということは、それだけ自立した健康な高齢者の方が多いということになろうかと思えます。

その原因は先ほどちらっとおっしゃいましたけれども、カミーリヤ、あと、健康推進課とかほかの部署との連携による介護予防活動が盛んに行われておるといった認識でよろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） はい、今、委員がおっしゃっていたとおりでございます。介護予防事業に力を入れてまして、そういったカミーリヤでの運動、ほかは公民館等での様々な運動、そういったことを進めておるところで介護予防、介護認定率の低さにつ

ながっているのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） それはやはり私が予測しておったとおりではないかなと思います。本当に素晴らしい取組が市内、行政だけではなくて、市民協働で行われておる。いろいろな協力者の下で市民と共に行われて、それが介護予防につながっておるということだろうと思っております。

それで、コロナ禍による停滞がやはりここ数年あったんではないかと思っておりますけれども、それを受けて、今後どのように介護予防事業を展開していこうと思われているのか、最後に答弁をお願いいたします。ざっとでいいです。

○委員長（西村和子君） 真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐兼高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 今後の介護予防の取組ですが、公民館等の活動については、健康運動サポーターの方の力もかなりお借りしながら運営をしているところです。

今後については、この通いの事業をうまく生かしながら、生活支援等も入れて対応できる方法がないか検討していきたいと思っております。

○委員長（西村和子君） よろしいでしょうか。

○委員（檜木孝一君） はい。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 檜木委員の質問に関連しますけども、介護予防の事業がしっかりなされていて、介護認定率も低いというところでお話もあったと思います。それは大変素晴らしいことであると思うんですが、であるなら、ほかの市町村と比べて、どういった介護予防を筑紫野市が当市としてやっているのか。そして、その差がこの数字にどんなふう表れているのかというのをお尋ねしたいんですけども、それは答えがなければそれでも結構です。

一つ、介護認定に関してなんですけども、行政としてはやっぱり介護認定率が低い、15.8%ということであれば、それだけ市の持ち出し分が少なくなるので、それはそれでいいと思うんですけども、実際、介護認定率が低いということは、申請したけども介護認定が受けなかった人というのも多くいらっしゃるんじゃないかと思えます。

その中で特に居宅……。今、介護認定の審査は外部の委託でやってるんですかね。両方

やってるんですかね。市の委託ですね。そういったところで、例えば施設に入ってる方の要介護1とか2の状態の方と、在宅支援サービスを受けながら、在宅でサービスを続けている方の要介護1と2の方、そういった方の介護認定の、例えば施設に入っている方で、「これだけ元気なら、もう要支援1とか2なりますよ。全然元気だから大丈夫ですよ」って、認定審査の方とか居宅サービスの方、ケアマネさんとかも言われるんですけども、実際、施設の中で生活をしているから、それだけの生活能力が維持できている。逆に言えば、逆に在宅で生活されている方は、「こんなに大変なんだけど、なかなか施設入所というところまで行けるような介護認定が受けられない」そういった声を私もよく聞いているところなんです。

そういったところで、今度、今年度ですか、集団指導も行われるというところで、そういったところの介護認定のちょっと差があるんじゃないかなと感じているというところと、介護認定率の低さというのが行政の支出の部分で、できるだけ介護サービス費用、給付費を抑えたいというところが各事業所さんなり、そういったところに影響しているんじゃないかとも思っているところもありますので、そういったところはしっかり取り組んでいきたいと思います。

○委員長（西村和子君） 質問の部分は……。

○委員（吉村陽一君） 特段、質問ということでは……。何か思ったことがあれば、お答えしていただければと思います。

○委員長（西村和子君） 答弁されますか。

○委員（吉村陽一君） いいですか。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） そしたら、行政の介護給付に支出する、そういったできるだけ支出を抑えたいという意向が働いてるんじゃないかという部分について答弁をお願いします。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 介護の認定につきましては、調査員あるいは委託の業者が調査を行って、それをもって審査をしているところでございます。公平性を保つために毎年、研修をしておって、ばらつきがないようにしておるところでございます。

施設であったり、在宅であったとしても、そういった差がないようにこれからも努めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 調査員の方とかにしっかり指導していただくようお願いしたい  
と思います。

○委員長（西村和子君） 際どいところだと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。  
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） すいません。私から1点よろしいでしょうか。

資料の5ページの第2号被保険者のところなんですけれど、40歳から64歳までの方が80  
人いらっしゃって、歳入のところかというと、1号被保険者の介護保険料と、それから、支  
払基金交付金として歳入になってる部分の金額でいうと、ちょっとだけ2号保険の方が多  
いんですけれど、この80人の方というのは、高齢化に伴う病気が原因ということで介護保  
険の認定を受けてらっしゃると思うんですけれど、傾向とかいうものが分かるんでしょ  
うか。

つまりもっと若い時期から健康管理をしていくことがやっぱり必要なのかなという面も  
あるのかなと思って、お尋ねしております。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 第2号被保険者の要介護認定者というものは、40歳か  
ら64歳の方で特定疾病になられた方が対象となっております。例えば関節のリウマチであ  
ったりとか、骨折を伴う骨粗鬆症とか、そういった疾病を受けたときに第2号被保険者の  
要介護認定者となることになっております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 健康管理というところでは、リウマチというのは予防の仕様が  
ないのかも分かりませんが、それ以外はそしたらどんなふうを考えてらっしゃいます  
か。要するに健康指導とかのところでは。

真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐兼高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 第2号の方については、  
糖尿病と脳血管疾患とか、確かに予防的なことができる方というのもしらっしゃいます  
ので、やはりそういうふうな意味合いでは、特定健診等の保健指導が重要ではないかなと思  
っております。

あと、75歳以上の方についても、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施というこ

とで、健診の結果による個別指導を重点に動いてるところもありますので、40から64歳の特定疾病に該当する方、内訳が分かりませんが、予防ができる項目については、健康推進課と連携しながら対応する必要があるかなと思っております。

○委員長（西村和子君） では、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第5号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定の件について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第5号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定の件について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって認定すべきものと決しました。ありがとうございました。

では、ここで休憩したいと思います。10分再開にしたいと思います。よろしく申し上げます。

—————・—————・—————  
休憩 午前9時58分

再開 午前10時08分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

認定第7号、令和4年度筑紫野市介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、認定第7号、令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明をさせていただきます。

決算書は483ページからになります。

概要につきまして、文教福祉常任委員会説明資料、こちらにて説明をさせていただきますと思います。10ページをお開き願います。

筑紫地区では、地区内での要介護認定の公平化、公正化を図るため、介護保険制度開始当初より、介護認定審査会を筑紫地区5市で共同設置しております。事務局は2年ごとの輪番制としておりまして、筑紫野市は令和3年度、4年度を担当しております。

介護認定審査会では、高齢者の要支援、要介護度を審査・判定し、事務局は正規職員2人で、令和4年度は太宰府市、那珂川市からの派遣、加えて会計年度職員1名を配置しております。

令和4年度の歳入歳出決算額はともに6,845万5,064円で、令和3年度決算額6,178万7,899円と比較して、666万7,165円増加しております。その要因といたしましては、昨年度よりも介護認定審査会の開催が増えたためとなっております。

歳入の主なものを説明させていただきます。

決算書の490ページ、491ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金1項認定審査会負担金1目認定審査会共同設置負担金、収入済額6,712万8,464円は、介護認定審査会の運営のための筑紫筑地区5市が負担するものでございます。

2目筑紫地区障害支援区分等審査会共有負担金、収入済額132万6,600円は、介護認定支援システムの専用回線を障害者支援区分等審査システムと共用していることから、使用料の2分の1の負担をお願いしているものでございます。

続きまして、492ページ、493ページをお開き願います。

歳出になります。主なものを説明させていただきます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費3,056万1,564円は、太宰府市と那珂川市からの派遣職員2名、及び会計年度任用職員1名の人件費のほか、介護認定支援システムの運営管理業務委託料、専用回線の使用料などです。

2目認定審査会費3,789万3,500円は、介護認定審査委員の報酬及び費用弁償でございます。令和4年度の開催回数は678回で、委員178人にお支払いをしております。

以上が、令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の御説明になります。御審査いただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（西村和子君） ただいま執行部から説明をいただきました。質疑のある方はい

らっしゃいませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第7号、令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第7号、令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって認定すべきものと決しました。

続いて、議案第51号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、議案第51号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

黄色の表紙の、令和5年度筑紫野市特別会計補正予算書の23ページをお開きいただきたいと思います。

第1条歳入歳出の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億5,673万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億9,707万円とする提案でございます。

内容につきましては、補正予算書の34ページ、35ページ、及びこちらの提案内容補足説明書の24ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算補正の主な内容でございます。

5款1項2目償還金は、国・県支払基金からの令和4年度交付金精算に伴い、超過交付金を返還するものでございます。主な内訳といたしましては、国庫支出返還金3,516万1,000円、県支出金返還金248万3,000円、社会保険診療報酬支払基金返還金、こちらは40

歳から64歳までの保険料になりますけれども、124万5,000円となっております。

6款1項1目予備費1億1,784万8,000円は、国・県からの追加交付を受けた歳入から償還金を差し引いた余剰分を予備費に計上するものでございます。

補正予算書の32ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算補正の主な内容でございます。

5款1項1目介護給付費交付金過年度分272万1,000円は、国からの令和4年度交付金精算に伴い、追加交付となったものでございます。

6款1項1目介護給付費交付金過年度分877万7,000円は、県からの令和4年度交付金精算に伴い、追加交付となったものでございます。

8款1項1目繰越金1億4,523万9,000円は、令和4年度の歳入歳出差引額を令和5年度に繰り越すものでございます。

それでは、補正予算書の23ページに戻らせていただきます。

第2条に定めます債務負担補正についてでございます。

こちらにつきましては、令和6年4月1日より業務や事業を開始するために、本年度中に契約締結が必要なことから、債務負担行為として計上したものでございます。

補正予算書の26ページをお開き願います。

債務を負担する行為をする事項は、緊急通報システム委託でございます。期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間で、限度額は1,643万4,000円でございます。

この事業は、来年度から一般会計から特別会計へ変更し、内容も変更するものになりますので、文教福祉常任委員会説明資料にて御説明させていただきたいと思います。

11ページをお開きいただきたいと思います。

1、事業の目的でございます。

緊急時の対応及び日常的な安否の確認を目的として、独居高齢者及び独居の障がい者に……。

○委員長（西村和子君） ちょっと待ってもらっていいですか。

○高齢者支援課長（古田浩明君） はい。

○委員長（西村和子君） すいません、どうぞ。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 独居高齢者及び独居の障がい者に、緊急通報装置を貸与いたします。

2、事業の内容。

従来の緊急通報装置に加え、見守りセンサーを設置し、必要に応じて駆けつけ事業者を手配することで、本人の通報によらないきめ細かな安否確認が可能となり、高齢者等が住み慣れた自宅で安心して生活できるように支援するものでございます。

下の図になりますが、ちょっと見にくいんですけれども、現在のシステムでは体調が悪くなったらボタンを押すことでコールセンターにつながり、状況に応じて救急へ通報するものでしたが、新たに拡充する装置では、見守りセンサーを設置することにより、転倒などして動けなくなった場合、一定時間センサーに反応がないとコールセンターにつながり、自宅や協力員に連絡するシステムとするものです。

また、利用者には協力員を2名お願いしておりますが、近隣に親族や知人がおらず、頼むことが難しい方が利用できないという状況がございましたので、協力員がいない場合は、事業者が駆けつける機能を拡充するものでございます。

### 3、事業の財源でございます。

現在、一般会計にて計上しておりますけれども、令和6年度より介護保険事業特別会計及び一般会計障害者自立支援費へ移行し、社会資本整備総合交付金（補助率45%）を活用するものでございます。

下の表になりますが、すいません、単位が記載されておりました。これは金額で1,000円単位となります。申し訳ございません、加筆のほうをよろしくお願いいたします。

高齢者支援課分は、介護保険事業特別会計に移すことにより、国・県の負担金や介護保険料を財源とし、加えて社会資本整備総合交付金を利用することで、市の一般財源の負担が減ることになります。また、障がい者の方も利用しておられますので、引き続き利用できるよう事業を実施してまいります。

### 4、契約期間及び今後のスケジュールでございます。

契約期間は3か年、令和6年の4月から令和9年の3月までとしております。3か年の長期で計画しておりますのは、業者の参入促進、機器レンタル料低減のためでございます。1年で替わると採算が取りにくく、参入しにくいとの業者の声がございましたので、3年契約とするものであります。

スケジュールは以下のとおりでございますが、1月から3月までシステム拡充の移行期間を取っておりまして、新たな装置の設置や事業者が入れ替わった際の装置の設定変更などで期間がかかるためでございます。

以上、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

す。御審査のほど、よろしくお願いいいたします。

○委員長（西村和子君） ただいま執行部から説明をいただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 見守りセンサーの設置導入ということなんですけども、今まで緊急通報システムをされた方の連絡の集約というのは市でしていたんですかね。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 協力員です。

○委員（吉村陽一君） この見守りセンサーの一定時間、動作がなかったときの、そういった監視というか管理というんですか、そこの体制というのはどこがするようになるんですか。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 現在のシステムにおきましても、ボタンを押したらコールセンターにつながります。ここは24時間対応できるコールセンターがございまして、そこから会話ができるようになりまして、状況に応じて救急に連絡するというようになっております。

今度、見守りセンサーを設置する場合は、センサーの動きがなかったら、また同じようにコールセンターのほうに連絡が行きまして、そこから自宅であったりとか、協力員であったりとか、駆けつけ事業者のほうに連絡があつて、様子をうかがうということでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） あと、ちょっと聞き漏らしているかもしれないんですけど、このセンサーの設置台数と、あと協力員というのが近隣の親族であったりとか知人であったりというところになると思うんですけども、協力員はできるだけ多いほうが好ましいと思いますので、はい。で、その設置の台数を教えていただければと。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 現在が、133人の利用者がおられます。増えることも見越しまして、一応170台分のセンサーの設置の予算としております。

それと、協力員につきましては、近隣の親族の方とかお知り合いの方、あるいはどうしても見つからないときは民生委員とかにもお願いをしておるところでございますが、なか

なかそういった方が難しいという声があったところで、駆けつけ事業者に来てもらうというような拡充を計画しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 吉村委員、それでいいですか。

○委員（吉村陽一君） いいです。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） センサーに反応がないということなんですけど、ちょっと僕、よく分かってないので教えてほしいんですけど、そのセンサーはどのようなシステムになっているんですか。例えば、家のどこかにつけるんでしょうけど、そのセンサーに反応しないというのはどういうことか、様子が分からないんですけど、教えてもらえますか。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 詳細はまだ今からのことになるんですけども、全体が捉えられるようなセンサーを、上のほうとか天井付近に設置いたしまして、動きがなくなったとき、そういったときには反応がないというところで、コールセンターにつながるといような仕組みになっておるところでございます。

○委員（古賀新悟君） 360度見渡せるというものですね、はい。

○委員長（西村和子君） 追加して答弁されますか。

真鍋課長補佐。

○高齢者支援課長補佐兼高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 人感センサーについては、機器によりますが、必ず自宅の中で使用するであろう場所に大体設置することが多いです。トイレであったりとか、玄関であったりとか、あと冷蔵庫の開け閉め等、それが24時間反応がなければおかしいということで感知するようになっております。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○委員（古賀新悟君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

では、私のほうからちょっとよろしいでしょうか。これ、予算のときに、今年度は契約がうまくいかなかったと聞いた記憶があるんですけど、その辺りはどんなふうと考えられているのでしょうか。来年度の話ですけど、どんな状況でしょうか。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 今年度がちょっと積算をする上で、ちょっとそごがご

ございまして不調という事態に陥ったんですけれども、今回新しく、一応今のところ指名かプロポーザルか、どちらか検討しておるところでございます。複数の業者が参入されることが考えられますので、そういった不調が起こらないようにしっかり積算と、あと中身の検討をいたしながら進めていきたいと考えておるところでございます。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひします。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質問を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第51号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第51号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

職員の入替えを行うため、しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————  
休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分  
————— . ————— . —————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第44号、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

部長から職員を紹介していただいた上で、本件について説明をお願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 保育児童課より職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○保育児童課長（坂田浩章君） 保育児童課長の坂田と申します。よろしくお願ひいたします。

○保育児童担当係長（中村義弘君） 同じく、保育児童課保育児童担当係長の中村と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（西村和子君） では、坂田課長、お願ひいたします。

○保育児童課長（坂田浩章君） 筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書27ページから28ページ、提案内容補足説明書5ページから6ページとなります。

この条例の内容でございますが、対象施設の運営に関する基準について、国の基準に従ひ、また参酌して定めさせていただきます。

家庭的保育事業等とは、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度施行後の地域型保育事業を指しており、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の四つを内容としております。

小規模保育事業でございますが、原則0歳から2歳児を19人までの定員で保育する事業です。家庭的保育事業とは、0歳から2歳児の児童を5人までの定員で保育者の居宅等において保育する事業です。事業所内保育事業とは、事業所従業員の子どもや地域の子どもを対象に保育する事業であり、定員は保育所もしくは小規模保育事業所に準じます。居宅訪問型保育事業とは、保育を必要とする子どもの居宅へ出向き保育する事業となります。

今般、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、児童福祉法第34条の16の規定に基づき、市町村の条例は内閣府令の定める基準に従う必要があることから、条例の一部を改正するものです。

提案内容補足説明書5ページを御覧ください。

改正内容は2点です。条文の順に御説明させていただきます。

6ページの新旧対照表を御覧ください。

自動車を運行する場合の所在の確認、第7条の3第2項です。家庭的保育事業者等を補足する文言として、両括弧内に「居宅訪問型保育事業所を除く」との文言がございますが、これを「居宅訪問型保育事業者を除く」と改めるものでございます。

この第7条の3につきましては、令和5年3月定例会において条例改正を行ったものでございますが、その後原稿誤りがあった旨、官報において示されたため、今回正誤表どおりに修正をするものでございます。

次に、保育の内容、第25条です。条文中「厚生労働大臣が定める指針に準じ」との文言がございますが、これを内閣総理大臣に改めるものでございます。

今回、こども家庭庁設置法の施行に伴いまして、家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準の一部改正が行われたことにより、本条例における指針を定める所管大臣を変更するものでございます。

以上が改正内容となります。いずれも文言、所管大臣名の変更であり、本条例に定める各基準を変更するものではございません。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明をいただきましたけれど、質疑のある方いらっしゃいませんか。副委員長、どうぞ。

○副委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。6ページの、これは確認なんですけれども、この保育事業所を保育事業者とすることによって、どのような効果が得られるのかをちょっと御説明お願いします。

○委員長（西村和子君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 先ほど御説明の中でも触れさせていただきましたが、官報において文言が間違っていたということで、正誤表が示されております。もともとのこの四つの事業を括りまして、「家庭的保育事業者等」という名称にしておりますので、ここはやはり「居宅訪問型保育事業者」と表現をそろえるのが正しいものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

そしたら、すいません、私のほうから1点。その下の保育内容のところですけど、ここも厚生労働大臣から内閣総理大臣に変わっていますけど、これというのは影響があるのかないのか、どんなふうでしょうか。

○保育児童課長（坂田浩章君） 今回、こども家庭庁が発足をいたしまして、こども家庭庁自体が内閣府の外局という扱いになっておると思います。その所管替えに伴いまして、これまで出ていた通知等につきましても、厚生労働大臣から内閣総理大臣ということで所管替えが行われて通知のほうが発出されておりますので、それに合わせるために今回所管大臣名の変更を行ったところでございます。

○委員長（西村和子君）　じゃあ、特に影響はないと考えていいということですか。

○保育児童課長（坂田浩章君）　そうですね、所管の大臣が替わったという、所管替えがなされたということになります。

○委員長（西村和子君）　はい、分かりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君）　それでは質疑を打ち切ります。

それでは、討論を行う方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君）　ありませんので、討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第44号、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君）　御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第45号、筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君）　筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書は29ページから31ページ、提案内容補足説明書の7ページから15ページとなります。

この条例の内容は、対象施設の運営に関する基準について、国の基準に従って、また参酌して定めさせていただいております。

特定教育・保育施設とは、幼稚園、保育所、認定こども園を指します。また、特定地域型保育事業とは、子ども・子育て支援新制度施行後の小規模保育事業や家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を指します。先ほど御説明しました家庭的保育事

業等と同じ内容となっております。

市内には、特定教育・保育施設としまして、認可保育所14か所、公立幼稚園、認定こども園があります。また、特定地域型保育事業としましては、本年4月1日に開設しました小規模保育事業所2か所、キッズ・キッズ保育園二日市、ちくし野こども保育園が対象施設となります。

今般、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、市町村の条例は内閣府令の定める基準に従う必要があることから、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきまして御説明いたします。

提案内容補足説明書7ページを御覧ください。

主な改正内容は、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改める、その他所要の修正によるものとなります。

新旧対照表9ページを御覧ください。

特定教育・保育の取扱方針、第15条第1項第2号中、同条第11項を同条第10項に改めます。これは、認定こども園の認定に関する関係法令の改正により、引用条文に条ずれが生じたため、正しい引用となるように改めるものです。

同じく、第15条第1項第4号中、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めます。

また、13ページをお開きください。

特定地域型保育の取扱方針、第44条中の厚生労働大臣、これも同様に内閣総理大臣に改めるものです。

これらの改正は、先ほどの条例改正と同じく、こども家庭庁設置法の施行に伴いまして、各方針を定める所管大臣の変更に伴うものとなっております。

続いて、8ページにお戻りください。

正当な理由のない提供拒否の禁止等、第6条第2項中、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」に改めます。次の行についても同様の改正となります。

これは、同じ条文内2行目に、既に「法第19条第1号」との引用があるため、重複する引用については繰り返さずに、「同号」との表記に改めるものです。

今回の改正においては、同様の重複する引用について、「同号」あるいは「同条第2号」などの表記に改められた箇所が多く、この第6条以下、第35条、第36条、第39条、第51条、

第52条において、同様の表記を改める改正が行われているところです。

以上が改正内容となります。いずれも、文言、引用条文、所管大臣名の変更であり、本条例に定める各基準を変更するものではありません。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

説明いただきましたけれど、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

ちょっと私のほうからいいでしょうか。今、説明いただいたんですけど、「同号」というふうに改められるというのはよく分かったんですが、どこやったかな……、ごめんなさい、取り下げます。

じゃあ、質疑は打ち切ってよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、これから議案第45号、筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

議案第45号、筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

職員の入替えを行うため、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第46号、筑紫野市立障害者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

部長から職員を御紹介いただいた上で、本件について説明をお願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 生活福祉課から職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 生活福祉課の課長をしております虫明と申します。よろしくをお願いいたします。

○障がい者福祉担当係長（永田新太郎君） 生活福祉課障がい者福祉担当係長の永田です。よろしくお願ひします。

○委員長（西村和子君） 説明をお願いいたします。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、議案第46号、筑紫野市立障害者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は、32ページになります。それから提案内容補足説明書につきましては、16ページになります。

それでは、提案内容補足説明書に沿って説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、こども家庭庁の設置に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、こちらの所管がこども家庭庁及び厚生労働省の共管となったことから、当該法令を引用している規定の変更を行うものです。

また、併せまして、障害者の「害」という漢字の文字を平仮名表記に変更すること、その他所要の修正によるものというふうにしております。

説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（西村和子君） 今、説明をいただきましたけれど、質疑のある方いらっしゃいませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） この障害者の「害」の文字を平仮名にするというのは、国の所管というか、主務大臣が厚生労働大臣から替わった経緯に合わせて平仮名表記にするということですか、それとも筑紫野市独自で平仮名表記されるということですか。

○委員長（西村和子君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 障害者の「害」の字を変える経緯についてでございますが、これは平成30年の4月から、本市で新たに作成する行政文書等において、障害の「害」の字については原則として平仮名で表記するということを決めたものでございます。

「害」の字が与える負のイメージにより、不快に感じる方に配慮するとともに、障害者に対する心ない誤解や差別の解消を促進するために、障害の表記を、「障がい」と仮名表記に改めることにいたしました。

本市の条例規則等について、改正のタイミングをもって改めるということにしていたもので、今回の改正のタイミングで行ったところになります。

以上で説明を終わります。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 実際、障がいを持たれている方側というか、がですね、そういった方たちというのは、いまだにやっぱりこの漢字の「害」という字が使われてあったり、最近ちょっとニュース報道とかでも見るんですけども、その当事者としてはどちらを使おうと構わないんですよ。ただ、自分たちが社会的に置かれている立場というのは、何も変わってないんだよと。

逆に、筑紫野市も障害児・者問題を考える会とか、そういったところはいまだに「害」という字を、自分たちの社会的立場はこういうことだよというところで、この漢字をそのまま使ってたったりということもありますので、そういったところの社会情勢であるとか背景、そういったところを行政のほうでもやっぱり、これからこういった平仮名表記になっていくけども、しっかりと押さえておかないといけないと思いますので、そういったところの周知徹底と教育というところはお願いたしたいと思います。

○委員長（西村和子君） いいんですか、意見だけで。

○委員（吉村陽一君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

じゃあ、私のほうからすいません。提案補足説明書の18ページの一番下のところですけど、新旧対照表で旧のほうが「短期入所サービス」云々とあって、新のほうが「筑紫野市地域生活支援給付費」云々とあるんですけど、ここがこう変わっているところについて、少し説明いただいていいでしょうか。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 第15条の第2項の、日中一時支援事業の箇所になります。こちらについて、厚生労働省の基準を引用していたものでございますが、本市における地域生活支援給付費の支給に関する規則を引用することが適切であることから、規定文を改めております。実際に基準が変わるものではございません。

○委員長（西村和子君） 内容が変わるということではないということですか。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） はい。

○委員長（西村和子君） 分かりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第46号、筑紫野市立障害者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第46号、筑紫野市立障害者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

職員の入替えを行うため、しばらく休憩いたします。ありがとうございました。

—————・—————・—————  
休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、陳情・要望等第6号、筑紫野市内のヤングケアラーを早急に救済していただきたい件を議題といたします。

今、お手元に追加資料を配られましたので、御確認をお願いします。

本件に関しましては、子育て支援課も関連課として出席いただいておりますので、出席職員の紹介をお願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 子育て支援課から職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 子育て支援課長の岡嶋と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て支援担当係長（佐藤武朗君） 同じく、子育て支援担当係長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） それでは、事務局より朗読をお願いします。

○係長（栗原 忠君） では、読み上げさせていただきます。

陳情・要望等第6号、陳情書、件名、筑紫野市内のヤングケアラーを早急に救済していただきたい件。

#### 1、要旨。

2022年の厚生労働省調査で、全国の小学6年生の15人に1人がヤングケアラーとする結果が公表されました。そこで、厚生労働省（現こども家庭庁）では、ヤングケアラーの支援体制を強化するために、令和4年度の国の予算として、1地方自治体に対してヤングケアラーの実態調査把握費用225万円、関係機関職員研修費169万円を拠出するとしています。

しかし、市の担当部署、子育て支援課の担当者に確認すると、「本会議で答弁があった市内ヤングケアラーの実態数10名程度の根拠は、市の要保護児童対策協議会、事務局、家庭児童相談室へ相談報告がなされた件数にすぎない」とのことです。

また、同課が発行した令和5年度子育てガイドブックには、ヤングケアラーの記述が一切ありません。担当者に聞くと、ヤングケアラーに対する国から地方自治体への上記財政支援補助制度は知っているが、補助申請していないとのことです。

他自治体の例では、群馬県高崎市はヤングケアラーSOS制度を創設し、ヘルパーを無料派遣する制度を施策に取り入れています。

ぜひ、財源を確保して、上記のような救済制度を早急に創設してください。

#### 2、理由。

翻って筑紫野市はどうですか。このような市の不作為の対応、問題意識のない対応で、筑紫野市内の子ども、特にヤングケアラーを守れますか。平井新市長は、公約の1丁目1番地に、子育て・子供支援を掲げて初当選されました。このような状況で、平井新市長は公約を果たせますか。日本一住みやすい市にできますか。財政支援はあるのだから、あとは筑紫野市長及び市議会議員及び職員の熱意だけです。ぜひ、国・県に手を挙げて、市内のヤングケアラーを早急に救ってください。

令和5年6月18日、筑紫野市議会議長、赤司泰一様。

陳情者住所、筑紫野市二日市中央3丁目4番10号、東峰マンション二日市606号。

陳情者、イノウエトシアキ。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

本件については、執行部にも同様の陳情書が提出され、陳情者と協議を行っていると聞いております。したがって、この件に関しての執行部の対応状況を説明していただいた後に、本陳情について各委員から御意見をいただきたいと考えます。

執行部、お願いいたします。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） では、本市のヤングケアラーに係る取組については、国のヤングケアラーに係る方針を受けて検討し実施しておりますので、まず国の動向から御説明をしたいと思います。

ここで、先ほどお配りしました、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告の資料を御参照ください。

国は、平成30年度からヤングケアラーの実態に関する調査を開始し、その後、厚生労働省及び文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを立ち上げ、その結果を令和3年度にまず発表しております。

発表の概要は資料のとおりですが、今後取り組むべき施策として、次の三つの柱を打ち出しております。一つ目が、早期発見・把握、二つ目が支援策の推進、三つ目が社会的認知度の向上です。特に、三つ目の柱である社会的認知度の向上につきましては、具体的に令和4年度から令和6年度の3か年を集中取組期間と定めているところです。

このことを受け、厚労省、文科省のホームページはもちろん、テレビや新聞など報道を活用した全国的な啓発活動が行われており、既に多くの人々がヤングケアラーという言葉については耳にしたことがあるようになったのではないかと考えております。

しかし、ヤングケアラーとして、課題として単体で表面化してくることは、現時点では本市では非常にまれな状況です。不登校やひきこもり、虐待や問題行動などによって、子育て支援課が把握したケースの背景の一つにヤングケアラーの課題があり、そこから把握されるということがほとんどです。

なお、把握しましたケースについては、ほかの要保護児童や相談対象と同様に、ケースが抱える課題や背景に沿って、必要に応じて多職種でチームを組み、連携した支援となる

ように努めています。

さて、本市の取組ですが、国が掲げているように発見・把握につながるまでに課題があるため、国と同様に令和4年度から県主催の研修会に参加するほか、ヤングケアラーの周知啓発に取り組んでおります。

令和4年度は、まず広く一般に周知啓発を心がけました。具体的にはホームページをアップするほか、国の周知教材を市内関係機関・団体に広く配布、民生委員、児童委員などの研修会に講師と呼ばれた際の周知啓発、また市職員の人権研修にテーマとし周知に取り組みました。なお、ヤングケアラーは、子どもの権利の侵害の一つと考えておりますので、子どもの権利に内包し、筑紫野市子ども条例と一緒に周知するよう心がけております。

令和5年度は、前年度の取組に加え、子どもに関わる職種の方々への周知啓発に取り組む予定としております。具体的には、学校教育課と協働し、夏休みに行われました教員の研修テーマの一つに組み込んでいただきました。

ほかには、子どもからの相談を受ける機会や、ケアをしている子どもと接する機会のある職種など、徐々に各方面へと拡大し、ヤングケアラーを含めた子どもの権利に関する意識の醸成に努めていきたいと考えております。

令和6年度以降につきましては、前年度までの進捗状況によりますが、日頃から子どもに接することの多いボランティアの方々や、ほかの職種の方々も対象に加えていけたらと考えております。

なお、イノウエ氏からは、国の新たな補助金の活用についても提案を受けておりますが、既存の仕組みを活用した取組を今しておりますので、現在のところ、補助金の活用は予定しておりません。

また、子どもへの直接的な働きかけにつきましては、学校を通じて子どもの権利、そして相談窓口に関する周知啓発チラシを配布しているところです。ヤングケアラーに限らず、子どもは自分の権利を自覚できていないことも多く、また、何かおかしいと思っても大人のように具体的に要点をまとめて相談をするということは難しいことが多いのではないかと考えております。そのため、周囲の大人が気づき、適切に対応できるよう、また必要に応じて次の相談へとつなげることができるような支援体制を整えることが重要とされておりますので、周囲の大人への周知啓発の進捗を見ながら、子どもへのさらなる働きかけについては時期を図りたいと考えております。

最後になりますが、陳情をいただきましたイノウエ氏については、ヤングケアラーに関

する提案のほかにも、随時子どもの権利に関する御意見や関連する研修情報などを頂くとともに、激励の言葉をいただいておりますので、お電話のあった時点での状況を随時報告させていただいているところです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明をいただきましたけれど、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

原口委員。

○委員（原口政信君） このヤングケアラーというのは、ちょっと遅いんじゃないですか、取組がですね。もう言われて結構なりますけど、いろんな相談窓口、筑紫野市の。その中において、ヤングケアラーとして発掘したというのはいないんじゃない。例えば、虐待の中から、これはヤングケアラーに位置するんじゃないかなと。だから、もうちょっと子どもが発信できるようなスペースを今つくったりですね、教育委員会らと話し合っているとありますが、意外と親は隠したいケースが多いんじゃないかなという気がするんですね。

だから、その辺の発掘をもうちょっと幅広くしてあげないと、ここはなかなか見つかりにくい部分かなと、いろんな介護とか、いわゆる小学校というよりも中学校以上の方が多いのかなという気がしていますけど、そういった方を発掘して、そしてどういったふうにそこを支えていくかということが、まだまだはっきりしていないんですね。そこが私はいつも納得がいかないとこなんですけど。

だから、今回、ヤングケアラーとして数名おられたということで、その支援というか、どういうふうな形でされましたか。そこをちょっとお答え願えますか。

○委員長（西村和子君） 係長。

○子育て支援担当係長（佐藤武朗君） 今の具体的な事例について、お話しさせていただきます。

先ほど委員がおっしゃってあったように、要保護の中からヤングケアラーというところの問題があるという認識はしております。具体的な支援としましては、例えば不登校であれば学校の先生が家庭訪問をして学校に行けるような取組をしたりだとか、家庭児童相談所のほうで家庭訪問をして保護者と話す、もしくは不登校のお子さんと話すというところで子どもの意見を聞いていく、プラス、保護者の意見も同時に聞いていくというところでの支援をしていくと。その中で、どのような具体的な支援ができるのかというのを一緒に

考えながら支援をしていくと。それには、関係機関の協力が必要になりますので、その辺りも含めてどのような支援が具体的に必要なのかというところをつないでいくというところになっております。

以上になります。

○委員長（西村和子君） いいですか。

原口委員。

○委員（原口政信君） ありがとうございます。やっていることは、筑紫野市としても今現在でやることをやっていらっしゃるんでしょうけど。

ただ、やっぱりこういう地域の方々から本来出てくる前に、私たちのほうが問題化して本来しなきゃいけないようなことであって、地域の方からそういったことが上がってくるということは、ちょっと私たちも少し考え方を変えていかなければいけないかなと思っています。

先ほど、学校とかいろんな関係団体と協力しながらと、これは当然のことだろうと思いますが、もっと具体的な対策を、そういった発掘作業ができるように、今後しっかりやっていただきたいなというふうに思っていますので、その辺の今後の事業、ヤングケアラーに対するの思いをちょっと聞かせていただけませんか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 思いということで、市の方針とはもしかしたらすいません、もうちょっと詰めないといけないかもしれませんが、ヤングケアラーに特化するのは、ちょっと自分の中では危険かなというふうに思っておりまして、ヤングケアラーを含めた子どもの権利が守られているかどうか、子どもの権利を周知していくことが大事かと思っております。

また、ヤングケアラーについては先日、イノウエさんに教えていただいて参加した研修の中で、北九州市の自治体の職員の方が言われておりましたけれども、ヤングケアラーの発掘をしたいと思ったら、まず周囲の大人が気づくことが必要なので、周知活動をまず取り組んだということだったんですけれども、ヤングケアラーという言葉に非常に反発する大人もまだ多いということでした。

というのが、やっぱり、民生委員さん、児童委員さんに限らず、今の大人の方というのは、子どもがそのぐらいのお手伝いをしても当たり前なんじゃないかと思う方もまだまだ多いので、そこの意識を払しょくしていく、それは子どもの権利として、それはと言った

ら変ですけれども、子どもが遊ぶ時間を確保する、勉強する時間を確保する、そういった意識を大人に周知啓発していくことがやっぱり発掘にはまず大事だと言われておりましたので、今取り組んでいるように、少しずつ範囲を広げて周りの大人が気づけるように、周知啓発をしていきたいというふうに思っております。

それと、厚労省の調査でも、それから北九州市の相談事例の中でも言われておりましたのが、ヤングケアラーとして相談に来た、もしくは相談に来た方がヤングケアラーと分かったという事例で、まず話を聞いてほしいという方が非常に多かったと、特に何もしてほしくないという方が厚労省の調査では5割ぐらいいらっしゃいました。

それと、殊さら介入されるということに拒否反応を示される方もいて、北九州の方が言われていたのは、まず子どもの異変に気づくこと、例えば暗い顔をしているとか、状況によっては不登校だったり宿題を忘れるとか、そういうところに気づいていただいて、まず話を聞いてほしい。で、何をしてほしいか、どんな思いを抱えているかをまず聞いていただくことに最大限時間を取ってほしいという話でしたので、そういった対応ができるように周知啓発をしていきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） もうそれは岡嶋課長が言れるとおりになんですよ。もうそのとおりで、ヤングケアラーと名前は最近出てきましたけど、この背景には生活困窮からいろんな状況が関わってくると思います。

それと、地域との関わりがない方とかから私も相談を受けるんですが、やっぱり中に入っていけない状況は確かにあります。しかしやっぱり、そこで子どもの顔を見ていると、それではないような顔つきでいつも感じる人が多いものですから、その辺をどういった形で踏み込んでね、子ども目線で行くのはどうしたらいいのかなということをいつも考えていたんですね。

そのためには、やっぱり地域の近隣の方々の協力、いろんな方が子どもを見て、それはもうそのとおりだろうと思いますし、もう間違いないことだろうと思いますが、ただ今後ヤングケアラーという名前が出てきて、虐待もネグレクトも、いろんなこととも関連がありますので、そこはやっぱり少しいメージをアップして、対策していただけたらなというふうに思っています。

答弁は要りません。ありがとうございました。

○委員長（西村和子君） 春口委員は。いいですか。

○委員（春口 茜君） 皆さんからのので大丈夫です。

○委員長（西村和子君） そしたら、ほかにありませんか。

私のほうからちょっとお尋ねしたいんですけど、ヤングケアラーの状況に置かれている子どもさんたちを見つけるというのはなかなか難しいけれども、行政のところで連携すると発見につながる例が多いというふうに聞いています。

例えば、親御さんが介護が必要な状況であったら、そこのお宅に伺うヘルパー等が、子どもさんが家庭にいることが多いということで、ちょっとおかしいんじゃないかということで関係機関のところに報告するとかですね。親御さんの車椅子を押して、市役所の窓口に来られるような例があって、ちょっとおかしいというふうに窓口の担当者が気がつくとかいう例があるというふうに聞いています。

それで、その担当課だけじゃなくて全庁的に、例えば市民課でもどこでも、ちょっと疑問に思ったら必ず当該の所管のところに連絡するということで、発見を増やしていくということは考えられるんじゃないかと思いますので、そこら辺も含めて検討をよろしく願いたいと思います。いかがでしょうか。

課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 今、委員が言われましたとおり、全庁での協力というものも非常に大事だと思っておりますので、ぜひ取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ質疑を打ち切ります。

それでは、陳情・要望第6号について、各委員から意見をお聞きしたいと思います。

意見のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） はい。

じゃあ、皆様にお諮りいたします。

陳情・要望第6号につきましては、これをもって周知することとし、今後の議案審査、

所管事務調査の参考とすることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 異議なしと認めます。以上をもちまして、陳情・要望第6号の件を終わります。

職員の入替えを行うため、しばらく休憩します。ありがとうございました。

---

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

認定第4号、令和4年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

部長から職員を紹介していただいた上で、本件について説明をお願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 皆さん、こんにちは。教育部長の長澤でございます。

本日は、文教福祉常任委員会の前にも協議会を開いていただきまして、ありがとうございました。また、日頃から教育行政の推進につきまして、御理解と御協力、御指導を賜っており、ありがとうございます。

さて、本日の委員会では、議案等4件について審査をいただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、出席しております所管課、学校教育課職員が自己紹介をいたします。よろしくをお願いいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） おはようございます。学校教育課長をしております高木と申します。よろしく申し上げます。

○学校教育担当係長（鶴澤 宏君） こんにちは。学校教育課学校教育担当係長の鶴澤です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（西村和子君） では、課長、説明をお願いします。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、ただいまから、認定第4号、令和4年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、この筑紫野市奨学資金の貸付制度について御説明いたします。

筑紫野市奨学資金貸与条例が、昭和48年に条例として制定されまして、この貸付けの目的が、就学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由によって進学または就学が困難な生徒に対して学資を貸与し、有用な人材の育成を図るというものでございます。

この貸与の制度につきましては、福岡県教育文化奨学財団やその他の団体が行う奨学金の貸与制度を補完する性格のものであります。

奨学資金の種類でございますが、入学支度金と通常の奨学金と2種類ございます。

貸与の上限額は、高等学校につきましては、公立は入学支度金が5万円、奨学金が1か月当たり1万円、私立の高等学校につきましては、入学支度金が10万円、奨学金が2万2,000円となっております。

また、大学につきましては、国公立の入学支度金が7万円、奨学金は1か月当たり3万円となっております。私立の大学につきましては、入学支度金が12万円、奨学金が1か月当たり4万円ということで規定をされているところです。

貸与につきましては、高校や大学の在学中に支給をいたしますけれども、償還についてはその貸与が終わって6か月を経過した後から償還が始まるという制度です。

ただし、奨学金の返還の猶予の制度がございまして、進学したときに留学あるいは卒業まで至らなかったという方で原級に留まったり、あるいは災害・疾病になったとき、それから生活保護を受けることになった場合、また失業によって生活が困窮している場合、こういう場合には返還の猶予が認められているところです。

以上、簡単ですが制度の概要でございます。

それでは、歳入歳出決算書のほうを御用意ください。

決算書が、407ページから奨学資金貸与事業の特別会計となっております。

まず、408ページ、409ページをお開きください。

まず、歳入409ページ、一番左上の収入済額の欄になります。

1 款財産収入 1 項財産収入238円。

2 款繰入金 1 項繰入金 0 円。

3 款繰越金 1 項繰越金353万2,338円。

4 款諸収入 1 項貸付金元利収入446万9,350円。

歳入合計額は、800万1,926円となっております。

次に、歳出の説明をいたします。

決算書410ページ、411ページをお開きください。

歳出は411ページ、一番左上の支出済額の欄になります。

1 款事業費 1 項貸付事業費489万5,935円となっております。

その他の款項目はございませんので、歳出合計は489万5,935円でございます。

続いて、歳入歳出決算事項別明細の説明をいたします。

まず、事項別明細の歳入です。

決算書414ページ、415ページをお開きください。

款項目は、414ページの一番左の欄、そして415ページ、右の備考欄のほうを御覧ください。

1 款財産収入 1 項財産収入 1 目利子及び配当金 1 節積立金利子238円となっております。

2 款繰入金 1 項繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節一般会計繰入金 0 円となっております。

3 款 1 項 1 目繰越金 1 節前年度繰越金353万2,338円。

4 款諸収入 1 項貸付金元利収入 1 目貸付金元利収入 1 節現年度分337万18円、備考欄に記載しておりますが、内訳として、一般償還金336万7,018円、同和対策償還金3,000円。

2 節滞納繰越分109万9,332円。内訳として一般償還金81万5,500円、同和対策償還金28万3,832円。3 節立替金返還金、これは入学支度金立替金の返還金でございますが、0 円でございます。

2 ページおめくりいただいて、417ページの左から 3 列目、収入済額の欄の一番下ですが、合計で800万1,926円の歳入となっております。

次に、歳出の御説明です。

決算書418ページ、419ページをお開きください。

1 款事業費 1 項貸付事業費 1 目奨学資金貸付事業費でございます。

419ページ、右の備考の欄を御覧ください。

11 節役務費については、手数料 2 万936円。こちらは奨学金返還金の口座引き落としに對する金融機関への振替手数料でございます。

20 節貸付金483万6,000円については、奨学資金貸付金でございます。

合計で、489万5,935円の歳出となっております。

戻って、412ページをお開きください。

歳入合計額が800万1,926円、歳出合計額が489万5,935円、歳入歳出差引残額が310万5,991円となります。

以上が、令和4年度の決算内容となりますが、歳入となる筑紫野市奨学資金の償還状況と、令和4年度の奨学資金貸与状況について、別添でお出ししております資料、こちらの資料の1ページをお開きください。

1ページが、令和4年度の筑紫野市奨学金調定額及び収納状況です。

現年度分の収納率は69.35%、滞納繰越分の収納率11.80%、合計が31.52%となっております。

それから、2ページ目が、奨学金償還金の調定収納状況ですけれども、左から奨学金の貸付総額、次が令和3年度までの償還済額、次が令和4年度当初の債権額です。その次、令和4年度に返還しなければならなかった奨学金の額で、過去の滞納分と現年度分を分けて記載しています。そして、最後に令和4年度末の債権額となり、令和5年度以降に償還する必要がある金額となります。

過年度分、現年度分それぞれありますが、償還金が新たな奨学金貸与の原資となることから、収納の催告、電話催告や通知を送るということをしなが、滞納者の状況を把握して、生活状況が厳しいという場合には納付金額や猶予などの相談に応じております。

最後に、この資料の3ページ目ですけれども、令和4年度中に奨学金の貸付けを受けている金額の内容についての資料です。歳出に係る部分の資料となります。

前年度からの継続貸与として、高校生が5名、大学生4名、合計9名に貸与をしております。令和4年度においては、新たに高校生5名大学生1名、合計6名に奨学金の貸与を開始しました。そのうち、入学支度金を3名に貸与しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ただいま説明いただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

じゃあ、私のほうからよろしいでしょうか。（「春口委員が」と呼ぶ者あり）じゃあ、春口委員。

○委員（春口 茜君） 奨学金の貸付金の合計の推移、令和4年度分、4年じゃなくて、3年度、2年度とかの推移が分かれば教えていただけますか。

○委員長（西村和子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 令和3年度と4年度は横並びとなっています。そして、額としては若干少なくなっています。あまり大きな違いはないんですけれども、少し少ないという、貸付けに関してはですね。そういった状況で、増えてはないというところにな

ります。

○委員長（西村和子君） いいですか。

○委員（春口 茜君） 令和2年度……。

○委員長（西村和子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 令和2年度からも若干少ない人数、貸付額ともにですね。人数を言ったほうがいいですかね。

○委員長（西村和子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 令和2年度が高校13人、大学生5人で、令和3年度は高校生10人、大学生6人ということで、令和2年度からは少し少ない状況です。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 年々減少しているということですかね。

○委員長（西村和子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 若干、令和2年度に比べたら減ってはいるんですけども、大体このくらい的人数ですね。

○委員（春口 茜君） それ以前も同じような感じですか。

○委員長（西村和子君） はい。

○学校教育課長（高木美智子君） おおむね、令和元年度が15人、7人というところだったので、若干減ってはいるんですけども、大きく減少とか増加とかはしていないような状況です。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

そしたら、すみません、私のほうからいいでしょうか。この資料の2ページを見せていただくと、完済の方もあられるけれど、猶予の方も結構いらっしゃって、生活がかなり厳しいんじゃないかと思うんですけど、どのような要因、例えばコロナは少し収まってきたとは言えないかな、まだ令和4年度は。背景はどういう状況があるのかについて、分かる範囲でお願いします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） この猶予については、在学中なので猶予している方がほとんどです。で、この猶予の中で、コロナの状況で収入が厳しいので猶予している方が1人いらっしゃるんですけども、あの方是在学中なので猶予しているということになっています。

○委員長（西村和子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第4号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第4号、令和4年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって認定すべきものと決しました。ありがとうございました。

続きまして、議案第50号、令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件について、説明をお願いいたします。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 議案第50号、令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）について御説明します。

補正予算書の15ページからになります。

本議案は、令和4年度奨学資金貸与事業特別会計決算を確定したことを踏まえて、予算の補正を行うものです。

説明は、20ページの歳入補正予算事項別明細書で行います。

20ページをお開きください。

黄色の表紙……。

○課長（大久保泰輔君） 黄色になります。

○学校教育課長（高木美智子君） よろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） お願いします。

○学校教育課長（高木美智子君） では、20ページですね。

令和4年度の歳入歳出差引残額が先ほど310万5,991円であったことから、3款1項1目

繰越金、こちらを310万4,000円増額し、310万5,000円。これにより、2款1項1目の一般会計繰入金、こちらを275万4,000円減額し、0円としています。

また、4款1項1目貸付金元利収入の3節立替金返還金は、額の確定に伴って35万円の減額としております。

それで、ページを戻っていただきまして、16ページの歳入合計の欄に記載のとおり、補正額は0円、補正後の歳入予算の額は、補正前と同額の705万1,000円となります。

説明は以上です。御審議の上、御可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

説明いただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） じゃあ、質疑を打ち切ります。

今から討論を行います。

議案第50号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第50号、令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）についての件を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

次に行きます。

請願第3号、教育予算の拡充等に関する請願の件を議題といたします。

本件について、執行部より、長澤部長、高木課長、鶴澤係長の出席をいただいております。お忙しいところありがとうございます。

早速ですが、審査に入ります。

本請願は、先般の本会議において、上村議員から請願の趣旨説明がなされました。それで、ここで、本請願内容に関する現状を執行部からお伺いしたいと思います。お願いします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 請願第3号、教育予算の拡充等に関する請願について、現状の御説明ということでよろしいですか。

○委員長（西村和子君） お願いします。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、教職員においては、児童生徒1人1台タブレット端末の整備によるICTを活用した学びへの対応や、いじめ見逃しゼロの取組、不登校児童生徒へのきめ細やかな支援など、日々の授業の準備や教材研究に加えて多岐にわたる業務になっており、大変多忙な状況となっています。

また、本市の学級編制では、改正「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、本年度は小学1年生から4年生までは1クラス35人以下で学級編制を行い、小学5年生、6年生、また中学1年生から3年生までは40人以下学級で学級編制を行っております。

現在、学校では、児童生徒を取り巻く環境が複雑化、多様化していることもございますので、少人数学級の実施に必要な教職員の定数改善がなされれば、教職員の負担軽減に加えて、これまで以上に子どもたちに向き合う時間が確保され、より安定した学級運営が行われるのではないかと考えております。

また、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための義務教育費国庫負担の拡充については、子どもたちが確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、充実した学校生活を送るためにも大いに望まれるところであると考えています。

教育委員会事務局といたしましても、教職員定数等の充実・改善につきまして、福岡県市長会などに対して、今後も引き続き要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございました。

ただいま、執行部から本請願内容に関する現状についての説明をいただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） じゃあ、質疑を打ち切ります。

続いて、請願第3号について、各委員から意見を伺いたいと思います。

意見のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

じゃあ、私のほうから。先日行われた総合教育会議でも、校長先生、園長先生から現状

についての御意見が出されていたと思います。それも、今説明があったことと同様の内容だったと思います。

ということで、この請願は重要なものではないかなというふうに感じております。  
ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、これで意見交換を打ち切ります。  
ただいまから討論を行います。

請願第3号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、討論を打ち切ります。  
これより採決を行います。

請願第3号を採決することについて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、請願第3号は全員一致で採択すべきものと決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

---

休憩 午前11時51分

再開 午前11時51分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど審査を行い、採択すべきものとした請願第3号は、国への意見書提出を求めるものでしたが、請願者から提出されておりました案文を基に作成された意見書案が副委員長より提出されております。

お諮りいたします。

本日の議題に意見書の提出の件を追加し、審査日程を変更したいと考えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。

本件を議題に追加し、審査日程を変更することといたします。

それでは、提出された意見書案について、事務局より朗読をお願いいたします。

○係長（栗原 忠君） では、意見書のほうを読み上げさせていただきます。

教育予算の拡充等を求める意見書（案）。

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則にのっとり、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることを目的とし、我が国の義務教育の円滑な推進を支えてきた根幹的な制度です。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられる条件整備が不可欠です。

令和3年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は小学校に留まることなく、中学校、高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、教育予算の拡充を図ること。

2、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。

3、学校における豊かな学びを実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

4、新卒者の就業期間や、教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措

置をはじめとした必要な財源措置を講じること。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございました。

この意見書に対して、質疑や意見のある方は挙手の上、発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑、意見交換を打ち切ります。

これより採決を行います。

教育予算の拡充を求める意見書の提出の件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決されました。

今後、議長に本意見書を提出しますが、申合せにより提出者については、坂口副委員長、賛成者につきましては、原口委員、古賀委員、檜木委員、吉村委員、春口委員、私、西村の6名ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。以上のとおり決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午前11時59分

再開 午前11時59分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、ちくしの高年大学事業についてに入ります。

まず、出席職員を紹介していただいた上で、ちくしの高年大学事業について、執行部から報告をお願いいたします。長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が生涯学習課に替わりましたので、出席しております職員が自己紹介をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 生涯学習課長をしております檜木と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） 生涯学習課、係長の野美山と申します。  
よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひします。

では、檜木課長、お願ひします。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 生涯学習課のほうから、ちくしの高年大学事業について報告させていただきます。

資料のほうを配付しておりますので、こちらのほうを御覧ください。

まず1枚目ですが、ちくしの高年大学事業についての目的を、まずお伝えさせていただいております。この目的は、60歳以上の市民を対象に、生涯を通じた生きがい・やりがいを見つけるための学習の機会等を提供し、心身ともに健康で充実した学生生活を過ごすこと。

2として、培った経験を生かし、ボランティア活動や地域コミュニティーづくりに積極的に参画することを目的としております。

昨年度、委員会のほうで、受講生の意見を聞きながらといったところで御説明した内容についてですが、令和4年度につきましては、受講生の意見聴取ということで、受講生を対象にアンケート調査を行いまして、受講生50人中37人から回答を得られました。

調査結果の一部を抜粋しております。まず、ちくしの高年大学に参加した理由につきましては、1位が専門講座に興味があった、2位が仲間づくり、3位は退職後に応募・老化防止・楽しく学習という3点が同人数でした。そのほかには、自己研さんが目的であったり、過去に受講していた、時間の有効利用、ボランティア活動といった理由がございました。

次に、ちくしの高年大学に希望することとしまして、二つ選択していただくようにしまして、こちらの1位は学びの機会の提供、2位が館外学習や謝恩会、3位が4年制度となっております。その他につきましては、修了証が欲しい、ボランティア活動、自主運営（運営委員会）が希望だったというふうになっております。

これらの結果を踏まえまして、令和5年度高年大学の実施内容について記載しております。

まず、アンケート結果を反映した内容を実施するというので、コロナ禍で中止していた教養講座を開講しております。二つ目に、専門講座において館外学習を計画しております。ボランティア活動に関する講座の開催をしております。4年制度を継続することとし

ております。

内容につきましては、令和5年5月16日開催のオリエンテーションで説明をしております。

次に、教養講座（知っ得セミナー）では、地域コミュニティの活動に有益な情報、知識や受講生の生活、健康に関するテーマを中心に、団体・病院・企業と連携した講座を開講しております。

次に、高年大学終了後も学びを継続できるように、地域の高年クラブの活動を紹介し、学習機会の情報提供を実施しております。

最後に、自主的な運営を進めるため、講座内容を検討するメンバーを、受講生から募集を予定しております。

これらの内容で、令和5年の高年大学学習計画を、次のページのほうに記載しております。

開講期間は6月から12月、8月は暑いため、8月の期間を除いております。13時から15時に、月2回、こちらの内訳は教養講座1回、専門科目1回を開講としております。

教養講座については全6回で、内容につきましては、こちらに記載しているとおりです。

専門科目についても全6回で、絵画、絵手紙、郷土史の科目から1科目を受講することとしております。

現在の高年大学事業の課題といたしまして、3点挙げさせていただいております。

一つ目は、生涯にわたる学びの好循環を生み出すため、受講生の自主的な運営や活動をさらに進める必要があるという点です。

二つ目は、人生100年時代を迎え、定年退職後も働く高齢者が増加し、平日の日中開催のみ、4年間の受講を基本とする高齢者事業では、社会のニーズを満たすことが難しくなっているという点です。

三つ目は、コロナ禍を経て、様々な場面で地域の活動を担う人材の育成が喫緊の課題とされておりますが、受講生が主体性を持って地域へ参画する学習支援の仕組みが十分機能していないという点です。

これらを踏まえまして、今後のちくしの高年大学につきましては、引き続き受講生の意見を聞きながら、ちくしの高年大学事業における学習内容や学習支援の在り方について協議して検討を進めてまいりたいと考えております。

また、高齢者も含む全ての市民を対象とする地域・学校・家庭等での活動を担う人材育

成のための学習支援の新たな仕組みづくりについて、高年大学の受講生等と連携し、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

では、私のほうからいいでしょうか。幾つかあるんですけども、課題のところの社会のニーズを満たすことが難しくなっているというのは、現状では、将来の受講者も含めてだけれども、その方々のニーズを満たすことが難しいって意味なのかどうかということと、③のところの地域へ参画する学習支援の仕組みが十分に機能していないっていうのは、地域のほうに課題があるのか、何かちょっとよく理解できないので、その説明をお願いしたいのが2点目。

それから、最後の「今後の」というところの最後の行ですけど、学習支援の新たな仕組みづくりというのが、ちょっとくみ取れないんですけども、具体的にどういうことなのか、3点お尋ねします。

課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） まず、課題については、ちくしの高年大学事業についての課題となりますので、2点目の、社会のニーズを満たすことが難しくなっているという点につきましては、高齢者事業として、高年大学の内容が、こちらの前にも書きましたが、60歳になって定年退職の方を対象とする事業として始まっておりますが、そのニーズだけでは、もう満たすことが難しくなっているのではないかとこの課題を記入しております。分かりますか。

○委員長（西村和子君） 働く人が増えているわけでしょう。なので、もう少し上の人が参加するようになったことによってということですか。で、どのようなニーズを満たすことができないんですか。

○生涯学習課長（檜木理恵君） なので、当初は60歳定年退職後の人の居場所づくりとか、生きがいづくりが目的でしたが、現在は、働いたり、それ以外の場所で活躍するような場面も、いろんなところで増えてきている中で、ちくしの高年大学としての高齢者向けの事業が、その高齢者の皆さんのニーズに合っているのかということと、あと、それ以前の、60歳から入って行って、人材育成をするところを目的にもしていたんですが、そこがずっと遅れて入ってくるような状況であった場合に、既に人材育成というところが、課

題として、高年大学事業以外の課題としても上がってきている中で、社会的なそういった人材育成のニーズに、高年大学事業が合っているのかというところが課題だという意味で記載しております。

○委員長（西村和子君） はい、分かりました。

③のところも同じことですか。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 同様ですね。③も含んでいるんですが、高齢者の人材育成というところが難しいような状況で、高年大学の目的にも入っています地域コミュニティーで活動する人材だったり、積極的に参画していただくというところの目的が、今の状況では十分に機能できていないのではないかとというところが課題という意味で記載しております。

最後の、今後の仕組みづくりというところにつきましては、もちろん学習する機会というところがあって、初めて活動につながる部分もございますので、高年大学で培ってきたこれまでの役割というものを維持しながら、さらに幅広い人材育成を目指す、そういった仕組みと申しますか、高年大学事業のような学習の機会と活動を循環させるような取組を、現在高年大学を受講していらっしゃる受講生並びにいろんな地域の取組をされている方と連携して、検討を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） 再度すみません、そしたら、その課題を受けて、今後、いつ、どの時期から、何というかな、仕組みづくりを変えていくとかということの計画はありますか。

課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） まず、高年大学事業につきましては、現在4年制度を維持していくというところが受講生の皆さんの希望でもございますので、こちらのほうは維持をしながら行っていくことを考えております。

それとは別に、先ほどの課題にもありました、それ以外の人も含めた人材育成ということを進めてまいりたいとは考えておりますので、そういった取組を少しずつ始められるところから、まず、生涯学習課で主催している事業の講座などについても、少しずつそういった方向性に変えていけるような仕組みを取り入れつつ、最終的には生涯学習全体を通じた人材育成につながる仕組みを構築できたらというふうに考えておりますので、取組については、現状から進めてまいりたいと考えております。

○委員長（西村和子君） はい、分かりました。

ほかにありませんか。古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 高年大学、あんまり詳しくないんですが、よその自治体でも様々な取組をやられてるようなんですけれども、例えば、どこかは受講料を取って、きちんと授業としてやって、資格ではないんですけれども、その知恵や知識、培ったものを地域に反映させるみたいな事業、そういう取組がやられているというのも、情報として見させていただいたんですけれども、この筑紫野市、まず受講料みたいなものが発生しているのかどうかということと、受講生50人ということなんですけれども、これが多いのか、少ないのか分かりませんが、少なくとも高年大学の募集みたいなものをあまり見た記憶がなかったので、その辺りは、ホームページとかに出ているんですけれども、その程度なのかなという気がしたので、ちょっとその辺り、どういう取組をされているのか、御報告いただけますか。

○委員長（西村和子君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） まず受講料につきましては、基本的には無料ということにしておりまして、その他材料費だったり、受講に必要な資材を購入といったところは自費で負担するということとしております。

それ以外の館外学習とかにおいて必要な経費については、自己負担ということで徴収するという形を取っております。

次に、新規の募集につきましてですが、こちらのほうは、コロナ禍ということもございまして、現在は新規の募集を一旦停止しております。というのも、去年50名会員がいたんですけれども、それについても、途中で休講されたり辞められたりというような状況もあって、今年度の当初でいうと31名というところで、大変人数が減ってきているところではございますが、これまで、令和元年度まで行ってきたような事業ができない中で、新規募集を行っていくと十分な4年制度というのが維持できないということもございまして、現在は、一旦受講生の募集をやめておりまして、既存の受講生の方たちにまずは受講していただくというふうに行っております。

なので、令和5年度におきましても、感染症の影響もございまして、月2回という回数は同じなんですけど、時間帯については午後のみというところで、今も制限した形で実施しているところです。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

すみません、今の古賀委員の質問で、受講料が無料ということだったんですけども、であると、ほかの講座なんかは、受講料プラス材料費とか、生涯学習課で企画されている分はですね、あるのに比べると、無料ということは、結局ボランティアであるとか、地域活動に参加してもらうための意味も大きいから無料にしているというふうに理解していいんですか。

課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 受講料については、当初始まったときに、大学としての意義として、入りやすいようにというところもあって、受講料無料というところから始めていたところなんですけど、今のところ、その仕組みを維持しているというところもあって、受講料は、現在でも無料というところで行っているというところなんです。

おっしゃられたとおり、地域活動に参加していただくということも含めて、なるべく多くの方に、高年大学を通じて人材育成というところも狙っての取組というふうには考えております。

○委員長（西村和子君） では、ほかの講座とのバランス等も考慮して、今後検討していただければなというふうに思います。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 委員の御意見を反映できるように、また今後検討してまいります。

○委員長（西村和子君） よろしく申し上げます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。

それでは、ここで休憩にしたいと思います。再開を13時からとしたいと思います。よろしく申し上げます。

————— . ————— . —————  
休憩 午後0時17分

再開 午後1時00分  
————— . ————— . —————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに、傍聴の議員が6名出席されておりますので、御報告しておきます。

それでは、所管事務調査、带状疱疹予防接種等についてに入ります。

まず、部長から職員を紹介していただいた上で、本件について説明をお願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 健康推進課から職員が参っております。自己紹介をいたします。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康推進課長の毛利と申します。よろしくをお願いいたします。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 健康推進課長補佐兼健康推進担当係長の山田と申します。よろしくをお願いいたします。

○健康企画担当係長（吉田聡子君） 健康推進課健康企画担当係長の吉田と申します。よろしくをお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひします。

それでは、毛利課長、お願ひします。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康推進課より、带状疱疹予防接種等について御説明をいたします。

お手元の資料の12ページを御覧いただきたいと思ひます。

資料の1番でございます。带状疱疹の予防接種費用の助成に関する状況でございます。現在福岡県内で带状疱疹予防接種の助成制度を設けている市町村は、太宰府市、大野城市、朝倉市の3市となっております。筑紫地区で助成を行っております太宰府市と大野城市の助成内容を表にまとめております。

太宰府市では、50歳以上の方を対象に、上限1万円を1人1回のみ、大野城市では、50歳以上の方を対象に、生ワクチンの場合は上限4,000円を1人1回のみ、不活化ワクチンの場合は上限1万円を1人2回までの助成内容となっております。

次に、資料の2番、带状疱疹予防接種の種類についてでございます。ワクチンは生ワクチンと不活化ワクチンの2種類ございます。生ワクチンは、接種回数が1回、皮下注射を行い、費用は7,000円から1万1,000円程度、不活化ワクチンは、接種回数が2回、筋肉注射を行い、費用は接種1回につき2万円から2万3,000円程度となっております。

次に、定期接種化の状況でございます。国の審議会において、带状疱疹ワクチンの有効性や安全性などのデータ収集を行い、予防接種法の規定に基づき、接種を勧奨する定期接種の対象とすることに関して、慎重に検討がなされている状況です。

説明は以上でございます。

○委員長（西村和子君） ただいま説明をいただきました。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。副委員長、どうぞ。

○副委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。これちょっと、所管事務を、私出させていただいたんですけれども、これ、本市での申請者の人数とかというのは、把握はされてあるんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 申請者の人数は把握しておりません。

○副委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。

今回、近隣の市で接種費用を出してあるところをお願いしますということだったんですけど、この太宰府市は、ちょっと調べたら、申請者が、976名申請をされておったんですよ。それで、私が何が言いたいかというと、これだけ带状疱疹にかかる方が非常に多い。私の周りにも結構带状疱疹になったという話を聞きます。特に、隣の市は、こういった形で助成金が出ているんだけど、本市はどうなのかというのもあったんで、今回ちょっと出させてもらったんですけど、現実、その太宰府市自体が976名の方が申請されてあるということは、恐らくうちの市も、带状疱疹になられて、すごく大変な状況の方がおられるんじゃないかなというふうに感じております。

なので、ほかの市がやっているからというわけではないんですけれども、今後うちの市も、ぜひこういった事業を取り組んでもらえないだろうかという要望というか、そういったことをお伝えしたくて、今回出させてもらったんですけれども、そのことに関して御意見があれば聞きたいと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 带状疱疹ワクチンにつきましては、委員のおっしゃるような状況があるということも承知をしておりますが、まず、定期接種とは異なり、有効性や安全性を踏まえて、個人の判断により接種を受けていただく任意接種となっております。そのため、助成については、慎重な判断が必要と捉えており、現時点では考えておりません。

今後の国の定期接種化の動向を注視するとともに、先進事例や県内他市町村の状況も参考にしながら、必要な対応を検討してまいりたいと思っております。

○委員長（西村和子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

それでは、職員入替えのため、休憩いたします。ありがとうございました。

—————・—————・—————  
休憩 午後 1 時06分

再開 午後 1 時06分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、造血細胞移植後の任意予防接種助成事業についてに入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、本件について執行部から報告をお願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 入れ替わりまして、子育て支援課から職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 子育て支援課、岡嶋です。よろしくお願いします。

○母子児童担当係長（森田 薫君） 同じく子育て支援課母子児童担当係長の森田と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひします。

では、お願ひします。課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） では、所管事務報告、造血細胞移植後の任意予防接種費用助成事業についてを説明させていただきます。

文教福祉常任委員会説明資料の21ページを御覧ください。

まず、1、事業概要についてです。本事業は、小児がん等の治療の一環として、造血細胞移植を行ったことにより、移植前に接種した定期予防接種で得た免疫が低下または消失した者への再接種費用を助成するものです。手続は、償還払い方式としております。

次に、2、対象者及び3、対象人数についてです。次のいずれにも該当するもので、事前申請のあったものとしております。なお、対象人数は年間2名程度を想定しております。

対象者の説明ですが、①造血細胞移植により、移植前に接種した予防接種ワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める者。

②交付申請する日及び再接種日において、筑紫野市に住民票を有している20歳未満の者となります。

次に、4、対象となる予防接種についてです。次のいずれにも該当する予防接種としております。①予防接種法第2条第2項に定められている予防接種、②予防接種実施規則に

規定する予防接種です。なお、対象者にあつたとおり、未接種の予防接種は対象外となります。

次に、5、周知については、次のとおりです。造血細胞移植を取り扱う県内の医療機関及び市内小児科へ周知、広報ちくしの10月号、それからホームページ等で広く一般に周知を行う予定としております。

次に、6、事業開始は令和5年9月1日を予定しております。

最後に、7、補足事項です。助成費用は筑紫野市の予防接種単価委託料を上限としております。

以上、説明を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

ちょっと私のほうからよろしいでしょうか。これは、20歳までとなっているので、ちょっと部長にお尋ねしたいんですけど、成人の方も結構多いと思うんですけど、成人の場合はどんなふうになっているのでしょうか。子育て支援課だから、違うかなと思って。お答えいただけるんだったらお願いします。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 委員が言われているのは、要はインフルエンザであったり、高齢者の肺炎球菌のことを含めてということでしょうか。

○委員長（西村和子君） 対象者が20歳未満でしょう。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） はい。

○委員長（西村和子君） そうすると、それ以上の人はどういうふうになってますか。予防接種を再度受ける……。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず、今回子育て支援課で新たに始める事業についてですが、福岡県の補助金の実施要綱を基に作成というか、企画しております。そちらの要綱が20歳未満であることと、小児がん等に起因した再接種、造血細胞移植後の再接種ということになりますので、20歳未満というふうにさせていただいております。

○委員長（西村和子君） それは分かりましたが、なので、小児がんは分かる。だけど、それ以外の病気で、20歳以上の人が、この造血細胞移植を受ける例はあるじゃないですか。休憩にします。

---

休憩 午後1時12分

再開 午後1時16分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

部長、お願いします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 委員長が言われましたような、二十歳以上に対しては、今のところ、今回については二十歳未満ということですので、今後の検討課題というふうに考えさせていただきたいと思います。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

それでは、所管事務報告、妊娠判定受診費用助成事業についてに入ります。

本件について、執行部から報告をお願いいたします。課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 所管事務報告、妊娠判定受診費用助成事業について説明をさせていただきます。

文教福祉部常任会説明資料の22ページを御覧いただけますでしょうか。

まず、1、事業概要についてです。本事業は、低所得（市民税非課税世帯）の妊婦に対して、妊娠判定検査に係る費用を助成するとともに、筑紫野市子育て世代包括支援センターの保健師、助産師等による妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援につなげるものです。なお、手続は償還払い方式としております。

次に、2、対象者及び3、対象者人数についてです。対象者は、検査日において、筑紫野市に住民票を有し、①から③のいずれにも該当する者で、年間30名ほどを想定しております。

①医療機関で妊娠判定の検査を受けた者、②医療機関と市が、受検者の支援に必要な情報共有をすることに同意する者、③生活保護受給者または市民税非課税世帯、またはこれと同等の所得水準にある者です。

次に、4、助成費用額です。医療機関において行った妊娠判定に要した費用（保険外診療）で、1回の妊娠判定につき1万円を上限としております。

次に、5、周知については、次の方法で行っております。産科医療機関への周知。広報ちくしの、ホームページ、SNS等。出産・子育て伴走型応援事業において実施している

妊娠8か月児アンケートにチラシを同封し、個別に周知。母子健康手帳交付時及び赤ちゃん訪問時に個別に案内などです。

最後に、6、事業開始は令和5年10月1日を予定しております。

以上、説明を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ただいま報告いただきましたけれども、質疑のある方いらっしゃいませんか。春口委員。

○委員（春口 茜君） 対象者の③の、これと同等の所得水準って、どの程度の所得水準か、教えていただいてもよろしいですか。

○委員長（西村和子君） 係長。

○母子児童担当係長（森田 薫君） こちらにつきましては、国の補助金のQ&Aのほうに示されております、そのとおりと考えておりますので、そちらを御紹介させていただきます。

まず一つ目が、前年所得が一定額以上あることから、当該年度の住民税非課税世帯には該当しないが、当該年度の所得が減少し、住民税非課税世帯と同等の所得状況にあると認められる者が1点です。

次に、2点目として、若年妊婦等であって、本人に所得がないものの、同一世帯の親の所得により課税世帯に該当する者のうち、家族の状況などによって、親からの経済的な援助が期待できない者といった2点というふうに想定しております。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すみません、さっき出てきた若年妊婦、妊娠者の方とかの相談窓口とか、そういったものというのは、どちらか設けられてあるんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 子育て支援課内に設置しております子育て世代包括支援センターのほうで受けております。

また、そこそこの医療機関であったり、NPO法人であったり、相談機関を設けているところからのそういった、そこが、まず第1次的に受けて、そこからの相談というのも、子育て世代包括支援センターで受けております。

以上です。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すみません、その相談窓口の中なんですけれども、なかなか若い方とか、相談しにくかったりとかということもあると思うんですが、そういったことをSNSとか、そういったところでのやり取り、まず第1次的な相談のきっかけになるような、そういった取組というのは、今されてあるのでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） ホームページで周知はしておりますけれども、例えば、若年妊婦ということで、大学生の対象だったり、高校生の対象だったときに、直接働きかけることは、今できておりません。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。吉村委員。

○委員（吉村陽一君） なかなか相談しにくい場面であるとか、ものすごく思い悩んでいるときというのは、なかなか対面で相談をするというのは難しいケース中にはあるかもしれないので、できることであれば、そういったSNSなりで相談窓口の取っかかりとか、そういったところにつなげていくという取組も、今後御検討いただければいいかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 委員の言われるとおり、参考にしてみたいと思います。妊娠SOSなどの国・県の取組もありますので、その辺りの周知も力を入れていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 市民税非課税世帯、筑紫野市でいけば、大体4分の1ぐらいだったと思います。その確認と、あと、これは国の補助事業というふうにおっしゃいましたが、補助率を教えてください。

以上です。

○委員長（西村和子君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず、市民税非課税世帯の分ですけれども、今回年間対象人数を30名ほどというふうに想定しておりますが、過去3年間の分の母子健康手帳交付の世帯の実態を調べて、このぐらいを想定しております。年間900名ぐらいの申請がございますので、そのうちの30名ほどというふうに想定しているところです。

それと、国の補助率ですが、2分の1となっております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

すみません、私から一つお尋ねしていいでしょうか。周知のところで、妊娠8か月児のアンケートにチラシを同封と書いてあるんですけど、これって、8か月だと、ちょっと半年かそこら、検査したところから過ぎていると思うんですけど、遡って受けましたということは、どんなふうに申請するんですか、手続として。

課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 遡って申請するというのも了承というか、オーケーとしておりますので、要綱に定めている必要な書類が整えば受けることができますという回答でよろしいかったですか。

○委員長（西村和子君） 具体的に言うと、受診したということを証明するものが必要になるということですか。

課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 受診したことと、妊娠判定の検査を行ったということが分かるものになります。

○委員長（西村和子君） はい、分かりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

職員入替えのため、しばらく休憩します。ありがとうございました。

————— ・ ————— ・ —————  
休憩 午後1時25分

再開 午後1時25分  
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（西村和子君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務報告、第4期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画の策定についてに入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、本件について執行部から報告をお願いします。部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして、生活福祉課の職員が参ってお

りますので、自己紹介をいたします。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 生活福祉課で課長をしております虫明と申します。よろしくお願いいたします。

○障がい者福祉担当係長（永田新太郎君） 生活福祉課障がい者福祉担当の係長、永田です。よろしくお願ひします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひします。

では、虫明課長、お願ひします。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 資料の18ページを御覧ください。

第4期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画の策定について御説明をいたします。

まず、計画の目的ですが、この計画は、本市における障がい者の状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な計画として、障害者基本法に基づき策定が義務づけられているものとなっております。

そして、2番目の計画期間でございますが、今回の第4期の計画につきましては、令和6年度から11年度までの6年間の期間といたしております。

続きまして、3番目の策定のスケジュールでございます。令和4年度から、障がい者実態調査等を踏まえまして、令和5年度において計画策定に向けた作業を進めてまいります。策定に当たっては、障がい者実態調査結果、それから障害者施策推進協議会、そしてパブリックコメントによる市民等の御意見、こういったものを踏まえながら計画を策定していくこととしております。

続きまして、4番目、計画の骨子案についてでございます。第4期の計画につきましては、第3期の計画を継承しながら、第5次障害者基本計画、これは国の計画になります。この計画での基本的視点、それからアンケート結果、こういったものを踏まえて策定をまいります。

1番、基本理念、地域と支え合う共生社会のまちづくりちくしの～だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり～。

そして、2番目、基本目標といたしまして、それぞれの分野別の1から7までの目標を設ける予定としております。

この理念、目標につきましては、第3期計画のものを継承したものとなっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ただいま報告をいただきましたけれ

ども、質疑のある方はいらっしゃいませんか。ありませんか。

では、私のほうから、これまでのところと何か変わったところとかというのはないんでしょうか。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 中身については、これからつくっていくところがございますが、現状と課題を、施策ごとに現在押さえておまして、この辺り記述予定としております。

アンケートにもございましたが、まだまだ障がい者差別があるという点、それから相談体制、相談先をどこにしたらいいのか分からない、それからスポーツや文化活動において、半数近くの方がそういった活動ができていないと、こういった御意見がございましたので、このような点を踏まえたところで、新しい計画、施策のほうに反映をさせていく必要があるというふうに感じているところでございます。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すみません、先ほども少しお話ししたとは思いますが、計画策定に当たって、やっぱり当事者目線でいろんな計画の策定に当たっていただきたいと思っています。

ちょっと話がずれるかもしれませんが、以前、ちょっとお伺いした話で、障がい者の虐待の24時間の窓口をつくってほしいという意見もありまして、それ、どういったことだったかという、障がい者の方が虐待を受けているんじゃなくて、障がいを持たれている方の家庭の御両親が御高齢になられて、満足な介護というか、障がいを持っている方に対する生活の支援がなかなか難しくなってきた。そして、その家庭の中で、障がいを持ってある息子さん、娘さんなりが、逆に高齢者の両親を虐待してしまう、そういったケースも、いろんな判断が難しくなってきた、気持ちのこじれやいろんなところで、そういった家庭内のトラブルに発展している。そういった当事者、実際の家庭内での問題とか、いろんなことがありますので、そういったところをしっかりと調査していただいて、策定していただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） 答弁されますか。課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） ただいま吉村委員のほうから、当事者目線でという御意見がございました。令和4年度にアンケートのほう、障がい者の方を対象にアンケートを取っておりますので、こうした御意見のほうに耳を傾けながら、この期間で実施すべき施策、こういったものをきちんと盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしくをお願いします。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。3の策定スケジュールの中に、障がい者の実態調査結果や推進協議会、パブリックコメント等ございますが、実態調査の概要を教えてください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） アンケートの概要でございます。市内在住の障害者手帳を所持している方3,000人を対象に調査をいたしております。得られた結果といたしまして、58.4%の方から御回答がありました。1,753人の方となります。

内容といたしましては、現在の生活の中で困っていることとか、市に対する御要望などの御意見、そういったものをお聞きしております。

市に対する要望について、ちょっと挙げさせていただきますと、経済的支援の充実、それから雇用や就業面の支援、それから相談体制の充実、こういった御意見がございました。

以上、概略でございますが、御報告させていただきます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

では、引き続き、太宰府特別支援学校放課後等支援事業について、お願いいたします。課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、資料、戻りまして、16ページと17ページになります。こちらを御覧ください。

太宰府特別支援学校放課後等支援事業について御説明をいたします。

1番の事業概要を御覧ください。この事業は、平成24年4月に開校した福岡県立太宰府特別支援学校に通学する児童生徒を対象に、放課後や長期休業期間中の活動の場を提供す

るとともに、日常的に子どもたちをケアしている保護者の休息時間を確保することを目的に、当時の4市3町と共同で、平成25年から事業を開始したものでございます。

内容といたしましては、運動活動や制作活動、これは1日当たり10名程度で、学校のあたる日は18時まで、お休みの日は9時から16時半までといった形で実施をしているものでございます。

続いて、2番の現状と課題についてでございます。まず1点目といたしましては、利用者の減少と負担金の増加が挙げられます。

次のページの表1を御覧ください。年度ごとの利用者数を団体別に表しております。特別支援学校の通学区の再編や、利用者の減少を背景として、志免町、宇美町、那珂川市が脱退しており、利用者数が減少をしております。

続いて、下の表2を御覧ください。こちらは、年度ごとの負担金額を団体別に表したものとしております。一番右端の合計が事業費となります。こちらについては、大きく変化はございませんが、団体数の減により負担額が増えているところでございます。

それでは、16ページ、2の、また記述に戻りますが、今後、令和7年度に早良特別支援学校、仮称でございますが、こちらが開校し、春日市が通学区に入るため、さらなる利用者減、負担金増が予想されるものでございます。

続いて、②になります。放課後等デイサービス事業所の増加です。平成24年に児童福祉法に位置づけられ、放課後等デイサービス事業が制度化されました。この事業開始に伴い、令和5年7月1日現在、筑紫地区内では130もの事業所が指定され、児童生徒の受入れを行っております。事業の開始当時は3事業所のみであったということです。

続きまして、次のページの5の事業の廃止についてを御覧ください。今申し上げました現状と課題、このような理由から、構成4市で協議、検討を重ねた結果、令和6年度末、令和7年3月末日、これをもって事業を廃止するという運びになりました。

廃止に当たり、今後につきましては、利用者や保護者が、本事業から放課後等デイサービスなど、ほかの福祉サービスの利用を十分検討できる期間を設けられるように、年内に説明会を実施するとともに、この支援事業の廃止について、民間の相談支援事業所に周知をすることとしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（西村和子君） 質疑のある方はいらっしゃいませんか。

私のほうからいいでしょうか。この事業を廃止したら、今在籍している方は、民間の施

設に移行するために支援していくということと、それと、受皿となるところは十分ある、対応は可能だというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 利用者の保護者の方に説明会をするとともに、個別の相談等に乗っていきたいというふうに思っております。

また、受皿については、大丈夫かと思っております。

この支援事業の利用についてでございますが、令和4年度の利用者は、筑紫野市にお住まいのお子さんは10人で、延べ375日御利用されています。月平均で、1人当たりですけれども、3.1人の御利用という形になっております。毎日という形ではございませんので、既存の民間事業が受皿になれるというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すみません、関連してなんですが、その受皿的なところは、障がいとの度合いであるとか、今、ここの放課後支援事業を利用されている方々の対応というのが、その放課後デイサービスなりの受入れで可能であろうというところで間違いはないですかね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 現在利用されていらっしゃる方が、この太宰府特別支援学校の放課後事業だけでなく、民間の事業所の分とサービスを併用されておりますので、その辺りは大丈夫かと思っております。

○委員長（西村和子君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

では、職員入替えのため、しばらく休憩します。ありがとうございました。

—————・—————・—————  
休憩 午後1時41分

再開 午後1時42分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務調査、暮らしの困りごと相談窓口についてに入ります。

まず、部長から職員を紹介していただいた上で、本件について説明をお願いいたします。  
部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして保護課の職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○保護課長（中島友子君） 保護課で課長をしております中島と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○保護1担当係長（菅本貴之君） 保護課保護1担当係長の菅本と申します。よろしくお願ひします。

○保護2担当係長（小山誠二君） 保護課保護2担当係長の小山です。よろしくお願ひします。

○委員長（西村和子君） お願ひします。

では、課長、お願ひします。

○保護課長（中島友子君） 暮らしの困りごと相談について御説明させていただきます。資料については文教福祉常任委員会の20ページになっておりますので、そちらをお開き願ひします。

暮らしの困りごと相談窓口について説明します。

まずは事業概要です。

平成27年度より、暮らしの困りごと相談窓口を設置し、生活の困りごとや不安を抱えている場合の相談や就労支援、住居確保給付金の支援を行ってまいりました。令和元年度に家計改善支援事業を開始し、また、令和4年度には就労準備支援事業を開始し、相談内容に応じた支援の拡充を行ってまいります。

自立相談支援事業と住居確保給付金の支給につきましては必須事業となっております。自立相談支援事業は、暮らしの困りごと相談窓口を設置し、支援員による相談受付や就労支援を行ってまいります。住居確保給付金の支給につきましては、失業者等に対しまして就労に向けた活動を行うなどを条件に、一定期間、家賃相当を直接大家さんに支給するものでございませう。

家計改善支援事業と就労準備支援事業につきましては任意事業となっております。家計改善支援事業は、家計改善支援員が相談者に対して個別に助言、指導を行うことにより、早期に生活基盤の改善が図れるように支援を行ってまいります。就労準備支援

事業につきましては、就労準備支援プログラム等を作成し、日常生活自立、社会生活自立及び就労自立に関する支援を行っております。

次に、相談内容と対応の概要の過去3年間を表にしております。令和4年度の相談内容につきましては、相談件数が121件です。就労支援につきましては14件です。住居確保給付金につきましては14件です。家計改善支援事業につきましては34件です。就労準備支援事業については2件となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

榎木委員。

○委員（榎木孝一君） お疲れさまです。この事業は平成27年度からと書いてございますけども、いわゆる生活困窮者の駆け込み寺にしようというところから始まったんだと理解をいたしております。その後、少しずつメニューを増やされているということで、しかも相談件数も令和4年度は100件以上に回復しているということで、非常に市民にとって大事な窓口になっているのではないかと思ったところでございます。

ここで人員体制と資格、資格者、その中で資格を持っている方の状況、それと、いろいろな困りごとの相談に乗りましょうということでございますので、庁内の他部署との連携がどのようになっているのか。例えば、上下水道料金との兼ね合いとか税関係とか保険料関係とか、いろいろあると思いますけども、そういったところの連携がうまくいっているかどうか、そういったところをお話したいかと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○保護課長（中島友子君） まず、資格について聞かれておりましたので、例えば、家計改善支援事業につきましてはグリーンコープさんに委託しております。それについてはライフプラン・アドバイザーと、国の家計改善研修などの受講を受けるなどの資格がございますし、就労準備支援事業についてもグリーンコープさんに委託させていただいてますが、そちらについても社会福祉士などの資格を持たれている方に事業を進めていただいている状況です。

他部署との連携につきましては、例えば、就労準備支援事業につきましては、どうしても家に閉じこもった方などを支援するような状況がありますので、例えば、高齢者支援課に相談された方のつなぎや、隣保館、あと障がい者福祉、県の福祉などとも相談、連携し

ながら支援をさせていただいているところです。

以上です。

○委員長（西村和子君） 人員体制のところが。

○保護課長（中島友子君） 困窮者支援事業の人員体制につきましては、正規の職員が2名と会計任用職員が1名配置されており、3名で支援を行っているところです。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 続きまして理解を深めるためにお尋ねをいたします。個々の困りごと相談窓口でございますが、つい最近までコロナ禍で外に出られない方々への食料支援もたしか行っておられましたよね。これは大変な苦労があったというふうにお聞きをいたしております。片や暮らしの困りごと相談で市民の困りごとの相談に乗られる一方で、先ほどの食料支援で保健所との連携の下に各家庭を回って食料支援をなさっているということで、本当に大丈夫なのかなと心配しておったところでございますけども、乗り越えておられるというふうに理解させていただいております。

せんだって私の知人が、心臓を悪くして働けない。しかし、身障者手帳の取得までには至ってない。しかし、去年は一定の所得があるということで課税もされている。何とかならないかということで相談に行ったところ、本当に長時間にわたって話を聞いていただいて、市民に寄り添っていただいております。そういった中で、厚生医療の受診手続という、とてもレベル的に難しいと思われるアドバイスをいただいております、それが何とかつながらりそうな状況で、本人も非常に喜んでいるところでございます。

コロナ禍とかで大変だったと思いますけども、今後も非常に期待が大きい部署だと思いますので、連携を密にしながら事業を進めていただきたいと思いますと思っております。

ここで最後に質問でございますが、家計改善とか就労準備支援、こういったメニューに対しまして国の補助があるのかどうか、これを教えてください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○保護課長（中島友子君） 全て国の補助がございまして、住居確保給付金につきましては国庫補助が4分の3ございまして、家計改善支援と就労準備支援事業につきましては3分の2の補助がございまして、家計改善につきましては、就労準備支援事業と連携をすることにより、補助率が2分の1から3分の2に引き上げられております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。春口委員。

○委員（春口 茜君） ありがとうございます。令和4年度の相談件数なんですけれども、コロナ関係がないということで、どういった内容が多いのか教えていただけますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○保護課長（中島友子君） 相談内容は多岐にわたるんですが、例えば、ある程度の収入はあるんですが、生活の中身がやはり困っておられて相談を受けていたり、実際、うちのほうから他機関につなげる相談も受けております。

具体的な相談内容については、例えば、先ほどありましたが、その方の収入状況とかを見まして、税の申告をされてなかったりとかした場合はそのようなアドバイスをしたり、年金を遡及してもらえようような場合は年金のほうにつなぎながら内容の改善をしたり、その方に関わる他部署と連携しながら支援を行っているところです。ほとんどがそういう形で支援をさせていただいております。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） すいません、先ほどの収入はあるけど生活に困っているというのは、収入がどの程度の方が相談に来られるんですか。例えば、今、物価高騰で大変な方が増えているとか、そういう理由なのかなと思ったんですけれども。

○委員長（西村和子君） 課長。

○保護課長（中島友子君） 収入はそれぞれ様々でございます。生活保護の基準は満たさないんですが、例えば、ある程度の収入、月額20万円あっても支出が23万円あるので家計が苦しいというケースもございまして、どこかの支出を改善したら、例えば20万円以内で収支のバランスが取れるようになるとか、そういうところを見させていただいております。収入は世帯で様々という状況になっております。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございせんか。古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 令和2年、令和3年はコロナ関係がほとんどですね。令和2年は60件ぐらい、令和3年は30件ぐらいが純粋な困りごと相談という数字になっています。その中で、これは360人とか264人の中で支援を受けた人が6人とか35人とか17人とかなので、ここはちょっと分からないんですけども、令和4年度はコロナ関係以外が121人となります。これは、それだけ生活困窮者が増えてきたということにもなりましょうし、コロナ禍から引き続いての困窮者もあるかと思えます。

その中で、支援を受けている人がさほど増えていません。121人のうち支援を受けてない人たちというのはどういう人たちだったのか、どういう対応したのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○保護課長（中島友子君） 例えば、相談に来られても他部署の支援内容につないだほうがいいケースについては、他部署とか社会福祉協議会とかに、こういう方が相談に来られておりますのでというつなぎをさせていただいた件数も、たしか51件ぐらいあったと思います。そういう中身になっております。

相談件数についても、令和元年度がたしか100件前後あったと思いますので、コロナ禍で一旦増えましたが、令和4年度にコロナ禍前の相談件数に戻ったのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） いいですか。

ほかにありませんか。どうぞ、原口委員。

○委員（原口政信君） 相談件数で自立支援決定が5項目ぐらいなされていますけど、これは、生活保護の申請にまでは至らないけどという方々ばかりですか。例えば、この相談件数の中で生活保護の申請をアドバイスされたケースはなかったですか。それだけちょっと聞かせてください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○保護課長（中島友子君） 生活保護の相談はまた別に相談件数がございまして受けているんですが、最終的に121人を困窮者で受けておりまして、最終的に生活保護に至った件数は、2人については生活保護と併せて相談を受けた方がいらっしゃるかと把握しております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

次は、所管事務調査、生活困窮者の支援について説明をお願いいたします。

課長。

○保護課長（中島友子君） では、今度は文教福祉常任委員会の19ページをお開き願いま

す。生活困窮者支援について、その中でも生活保護支援について御説明させていただきま  
す。

まず、生活保護申請者数と受給者数、ケースワーカーの人員についてです。

ケースワーカーにつきましては、生活保護の相談や生活保護受給者の自宅に訪問し悩み  
を聞き、自立に向けた支援を行っているものです。生活保護世帯につきましては、生活保  
護世帯80に対してケースワーカー1人の配置が標準数として定められております。

令和5年7月31日時点での件数になります。生活保護申請件数は72件で、全件開始等の  
処理が終わっております。生活保護受給者数は1,366人です。生活保護世帯数は1,126世帯  
です。ケースワーカーの人数につきましては、生活保護世帯1,126世帯を80で割った数の  
14人で、標準数になっております。

次に、生活保護受給者の引っ越し先がない場合の手だてについてでございます。

生活保護受給者で転居が必要な場合、例えば、高額家賃から保護基準内に転居する場合  
や、病気療養上、著しく環境条件が悪い場合、老朽化や破損により居住にたえない場合な  
どは、敷金や礼金、火災保険料などを支給することができます。

転居先の物件につきましては、原則、本人の方に不動産屋さんなどで探していただきま  
すが、病気や障がいなどの理由から御本人様から依頼されたときは、ケースワーカーが支  
援を行っております。特に緊急連絡先がない、連帯保証人がいないなどで入居先が見つ  
からない場合につきましては、生活保護法に基づく救護施設に相談を行っているところで  
す。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ただいま御説明いただきましたけれ  
ど、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） ケースワーカーの数は十分に規定を満たしているということ  
ですが、規定を満たしていても大変な仕事であることは重々承知しているところで  
す。

それで、生活保護申請件数が72件とあって、全部処理が済んでいるということ  
ですが、これは7月31日時点で72件なんでしょうけれども、これは既に1,366人の中に入  
ってるんですか。ちょっとこの関係がよく分からなくて、その説明をお願いしたいとい  
うことが一つです。

それと最後のほうで、緊急連絡先がない、連帯保証人がいなくて入居先が見つから  
ない場合は、救護施設に相談を行っているということですが、救護施設に相談して実際

に行われた事例だとか、それと救護施設とは具体的にどういふところなのかがありましたら教えてください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○保護課長（中島友子君） まず、4月から7月まで72件の生活保護申請がございまして、そのうち実際に生活保護を開始した件数は61件になっております。取下げといいまして、御本人様が申請をしたものの取り下げた件数が3件でございます。実際に審査しまして、却下——多分、何か就労収入があつて生活保護基準よりも収入のほうが多かったケースや、預貯金が見つかつて半年間は生活できる場合は却下しておりますので、却下件数が8件で、トータル72件となっております。

今、実際に救護施設に今入つていらっしゃる方は3名です。福岡県内には救護施設が7か所ございまして、救護施設に入れる方というのは、その方の環境とかでなかなか住居が見つからない場合に、救護施設数でも構わないという御本人様の御希望があつた場合については救護施設に入所していただいて、支援を行っているところです。

○委員長（西村和子君） 61件の方が受けられていて、その方はこの1,366件に入つていふんですね。

○保護課長（中島友子君） そうです。受給者数の中に入つています。

○委員長（西村和子君） それと、救護施設というのはどういふ施設ですかというところの説明をもう少し。

休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午後2時07分

再開 午後2時07分  
————— . ————— . —————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○保護課長（中島友子君） 救護施設は、身体上、もしくは精神上、著しく障がいがあるため日常生活を営むことが困難な要保護者などを入所させて、生活扶助を目的に支援を行う施設になっております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 今のは生活保護受給者だけど、そうなんですか。

- 保護課長（中島友子君）　そうです。
- 委員長（西村和子君）　救護施設がそういうところだと。
- 保護課長（中島友子君）　はい、そうです。
- 委員長（西村和子君）　そういう中に生活保護の方も入られるということですか。
- 保護課長（中島友子君）　そうです。生活保護の方が入られます。
- 委員長（西村和子君）　原口委員。
- 委員（原口政信君）　物すごく基本的なことなんですけど、生活保護は筑紫野市の住民以外でも受けられるんですか、他市からの人も。そこをまず先に確認したいんですけど。
- 委員長（西村和子君）　意味はどういうことですか、他市からのというのは。
- 委員（原口政信君）　筑紫野市以外に住んでいる人が筑紫野市で受けられるかどうか。
- 委員長（西村和子君）　課長。
- 保護課長（中島友子君）　基本的には、例えば、住民票がなくても筑紫野市に居住されている実態がある方は、基本的に筑紫野市で生活保護を受けていただく形になります。ただ、特例がございまして、例えば、筑紫野市に居住があって、その後、市外の障がい者施設などに行かれない場合は、特例として居住地だったところが生活保護の実施責任になっておりますので、そのようなケースについては、筑紫野市に住まれてない場合でも生活保護を筑紫野市から支援しているケースもございます。
- 委員（原口政信君）　外にいても受けられるような体制があると過去、ちょっと聞いたものですから。特異かもしれませんが。そういう方々をケースワーカーが1人当たり80件持っていて、それ以外の地域にいろんな交渉事に行かないといけないわけですから、そういうのはどういうふうにしているのかなと思ってですね。係長あたりが現役なので知っているらっしゃるかもしれないと思って、今、聞いているんですけど。
- 委員長（西村和子君）　答弁を求めるとのことですか。
- 委員（原口政信君）　そういう対象者が今おられるのかどうか、それと、今その対象者に対してケースワーカーはどのような形で関わっていらっしゃるのかということをちょっと聞きたいと思ってですね。
- 委員長（西村和子君）　菅本係長。
- 保護1担当係長（菅本貴之君）　今、御質問にありました市外の障がい者施設などに入所されている方については、筑紫野市が実施責任を持って保護を実施しています。ケースワーカーが定期的に訪問しているんですが、遠方のそういった障がい者施設の方は施設の

人の見守り等がありますので、訪問回数がかなり少なくなっております。通常、市内の方は2か月に1回だとか3か月に1回という訪問頻度なんですけれども、市外の方については大体、年2回程度の訪問になっております。

何でこういう仕組みになっているかといいますと、大きな施設が市外にあってそこに実施責任が移ると、その市町村に生活保護が集中してしまいます。そういったことで、従前の市町村が実施責任をもって保護を実施していくという制度になっているので、従前の筑紫野市が実施責任を持って実施しています。

○委員（原口政信君） 分かりました。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） すいません、私の質問に戻るんですけども、救護施設の取扱いで、割と精神的に病んでいる方も結構おられると思うんです。生活保護を受ける方でね。ちょっとデリケートな話ですけども、本人に移りたいとか施設に入りたいという意向がないとか、意思が伝えられない場合で、本当は移られたほうがいいんじゃないかと客観的に感じる場合もあります。そういう場合の対応の仕方何かありますか。明らかにそこに住んでいると周りの方が大変だなと思えるような環境があったとしたら、ちょっと相談しにくいだろうけども、対応の仕方というのはあるんですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○保護課長（中島友子君） なかなか難しいんですが、生活保護の支援というのは、まず、本人の意思を重要視します。なので、本人が引っ越しを希望されているのか、されてないのかをまず確認します。その中でその方の問題点、何が問題なのかを把握して、問題点を考えながら、最終的にその方は引っ越したほうがいいのか、現状のままでいいのか、保護のケースによって支援が変わってきます。一概に生活保護のケースワーカーが「引っ越さないといけませんよ」とは言わずに、その方を状況に応じて導いていくというんですかね、そのような形で支援をさせていただいているところです。

○委員長（西村和子君） いいですか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません、救護施設に入られている方々なんですけれども、この施設は、高齢者施設でいえば、個室はぜひいたくから生活保護の方は入れないよと、基本的には多床室に入ってくださいねという前提というか、そういった流れになっていると思います。救護施設においては、個室、多床室に入れる入れないということはあるんですし

ようか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○保護課長（中島友子君） 県内に7か所ございまして、施設によって違うんですが、基本的には個室とか複数の2人とかで、多床部屋というのはあんまりないというふうに確認しております。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○保護課長（中島友子君） ということは個室でも入れるという。措置になるんですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○保護課長（中島友子君） 生活保護を受給されている方が入所する施設になっております。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） そしたら、救護施設でも個室に入っている事例があるということですね。それは当該施設の部屋の振り分けだったり、そういったことで選ばれるということですか。

○委員長（西村和子君） いいですか。課長。

○保護課長（中島友子君） おっしゃっているとおりで、今3人いらっしゃるんですが、その方は県内の施設に入所されて、そこの施設員と連携して生活保護を支給しながら支援を行っているところです。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 救護施設が県内7か所というのは、県の施設になるんですか。まず、そこが一つです。

それと、救護施設でないにしても、筑紫野市として何か一時的な、救護ではないんですけども、何というんですか、シェルターでも何でもいいんですけども、何かそういうものが今からはやっぱり1か所ぐらい要るよねという思いがおありかどうかをお聞きします。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時18分

再開 午後2時19分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長、どうぞ。

○保護課長（中島友子君） 救護施設につきましては県の施設になっておりまして、県から委託を受けて施設を運営されております。先ほど言われたシェルターといった施設を筑紫野市の予算でされるかというところについては、今のところそういう検討は行っていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） いかがでしょうか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。では、休憩に入りたいと思います。2時半から再開いたします。

---

休憩 午後2時20分

再開 午後2時30分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務調査、地域包括ケアシステム構築の進捗状況についてに入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、本件について執行部から説明をお願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして高齢者支援課から参っておりますので、自己紹介をいたします。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 高齢者支援課長の古田と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援課長補佐兼高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 同じく高齢者支援課高齢者福祉担当係長の真鍋と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） では、課長、お願いします。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、所管事務調査、地域包括ケアシステム構築の進捗状況について御説明させていただきます。文教福祉常任委員会説明用資料の15ページをお開き願います。

1、住民を対象とした学習会のこれまでの開催状況と今後の予定でございます。

(1) これまでの開催状況。各コミュニティでのコミュニティ運営協議会の開催状況につきましては、令和4年度は11回となっております。下のほうになりまして、実施回数合計は14回となっております。それと、参加者数合計が326名となっております。

学習会の開催は、各コミュニティ等からの依頼を受けて対応しております。講師は生活支援コーディネーターや市職員で対応しております。

(2) 今後の予定でございます。各コミュニティでの学習会は協議の上で開催しております。令和5年度に担い手づくりセミナーと担い手づくり講座を開催する予定でございます。具体的には、9月23日土曜日に100人規模の集客を予定してセミナーを開く予定としております。

2番、地域における各種サロンや認知症カフェの設置・運営状況でございます。

(1) 各種サロン認知症カフェの設置状況です。令和5年3月時点となります。高齢者サロンの合計は活動中が71件になります。休止中は合計で2件となります。すいません、合計は2件なんです、内訳が誤っておりました。御笠が2件となっておりますけれども、御笠が1件でございます。あと二日市が1件でございます。この合計2件でございます。申し訳ございませんが、修正をよろしく願いいたします。続きまして、認知症カフェの合計が3件でございます。地域カフェの合計は2件でございます。

(2) 運営状況。各種サロンは平成9年より同じ地域に暮らす住民、ボランティアと参加者で集い、交流する場として設置されております。運営は地域のボランティアで、筑紫野市社会福祉協議会がサロン連絡会を開催するなど、運営を支援しております。地域カフェは、コミュニティセンターやコミュニティ運営協議会で運営を行っております。認知症カフェは市内のグループホームや個人で開設、経営を行っております。

説明については以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいますか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 私のほうから質問させていただきます。

6月議会で代表質問を行ったところ、市長からの回答といたしまして、地域包括ケアシステムは地域の学習会などを通じ生活支援や介護予防への理解が深まるなどの取組が進んでいる。今後の課題は、生活支援の仕組みづくりにおける担い手の育成であり、学習会な

どを通した人材の掘り起こしに努めてまいりますという回答がございましたので、そのまま質問させていただくものでございます。

この表に上がっておりますとおり、コロナ禍においても、対コミ協、行政区その他、そういう取組をなされてございまして、地域サロンや認知症カフェを見ましても、着実にその設置箇所が増えているというふうに感じております。特に、認知症カフェや地域カフェは、こういった一覧表に昔は上がってこなかったんですけども、最近、上がるようになってきた。さらに、各行政区とかコミ協で生活支援の体制づくりに取り組んでいるものも、これに載っている以外にあると私は理解をいたしております。そういった意味で、確実にそういった芽が少しずつ出てきているのではないかと感じているところでございます。

それで、まず質問でございますが、学習会等に出られるときの庁内における体制、もしくは社会福祉協議会との連携などが考えられると思いますけれども、どのようにそれらの体制を組んで出られているのかを、まず1点目にお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 学習会を行う際の体制ですけれども、職員が1名ないし2名で参加しております。それと併せて市が委託しておる生活支援コーディネーターが1名出席しております、合計2名から3名で出席させていただいているところです。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 今、職員が1名から2名とおっしゃいましたけれども、それは高齢者支援課の職員さんでございますよね。そのほかに、例えば、コミュニティー推進課の職員とか生活福祉課の職員とか、関連する部署は参加されていない、含まれてないということよろしいですか。

○委員長（西村和子君） 真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐兼高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 関連する部署との連携についても、学習会のテーマによって一緒に対応しております。昨年度、災害時の要援護者制度の学習と高齢者の見守りとを一緒に考えたいということで、生活福祉課と一緒に参加をしております。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） ケース・バイ・ケースで体制づくりを行われているというふうにご受け取ったところでございます。今後、高齢者から発展いたしまして、子どもとか障が

い者といったところを含む共生社会づくりがテーマに挙がっておりますので、その手法として地域包括ケアシステムの手法を使っていこうということではないかと思っているところでございます、こちら辺は全庁的な組織体制を組んで当たっていただくのがいいのではないかと考えております。

これに対する見解についてのお尋ねが1点と、学習会の開催は各コミュニティー等からの依頼を受けて対応されているようです。ちょっと受け身な文章表現になっているのではないかと思っています。こういった学習会では、地域に入り込んでいろいろとニーズを調査して、そして地域の意見を取り込んで、そして学習会といった仕組みづくりにつなげる役割として、コミュニティソーシャルワーカーの活用があるのではないかと思いますけれども、これの現在の配置人数を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 地域共生社会に向けてということで、今後、さらに先を見据えますと、子どもや障がい者に対する見守りや生活支援が必要になってくると思います。そういうことも含めて、将来、体制を組むことになりましたら、関係部署と一緒に学習会等を広げていきたいと考えておるところでございます。

○委員長（西村和子君） コミュニティソーシャルワーカーについては。

休憩しますか。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 休憩をお願いします。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午後2時41分

再開 午後2時44分  
————— . ————— . —————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） コミュニティソーシャルワーカーでございますけれども、地域福祉コーディネーターという呼び名もあるようでございます。社会福祉協議に置いてあるのかなというふうに考えますけど、社会福祉協議会もまだ配置はしてないようですので、今の段階ではコミュニティソーシャルワーカーは配置していないことになるかと

思います。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

休憩します。

---

休憩 午後2時44分

再開 午後2時44分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長、お願いします。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 生活支援コーディネーターにつきましては、今、市全域の役割を担うものとして、地域全体からニーズを把握したり、担い手を確保するという  
ことで、社会福祉協議会に1名委託をして、配置をしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） いいですか。檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 生活支援コーディネーターは1名で、第一層を対象として、今、活動をなさっていると受け取りました。今後、生活支援の仕組みづくりにおける担い手の育成を目標にしますと、コミュニティー、さらに行政区の中に何回も何回も切り込んで意識の醸成を図っていく必要があるのではないかと思います。そういった作業をするためには、現在のように第一層に1人ということではなくて、やはりコーディネーター役の方をもう少し増やして、切込みをたくさんしていただきたい。

このコーディネーターを雇うのも、先ほどの介護保険事業計画の中での地域支援事業の中でたしかやれるのではないかと思いますので、そういったところをぜひ前向きに検討していただきたいという要望をいたしまして終わります。

○委員長（西村和子君） ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません、先ほど少しお話ししたと思いますが、今、いろんな高齢者問題であるとか、国のほうでは、施設ケアから在宅ケアへできるだけ移行していただきたい、住み慣れた環境で長く生活していただきたいという流れで、地方自治もそういった流れになっていると思うんですが、2025年が再来年ということで、地域包括ケアシステム構築の進捗状況という資料を今回いただいていると思います。

再来年に2025年がまさに来るんですが、本来であればこういったものが出来上がって、走り出しておかないといけないのではないかと。高齢者がもっと増えて、こういったシステムがありますよとぽつと言われても、そういったところでまた問題とかがたくさん出てくると思います。構築の進捗状況ということは、出来上がってないということでしょうから、今、何が足りてないのか、あと何をすれば構築という一定のスタートラインに立つのかというところを教えていただければと思います。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 筑紫野市としては、コミュニティーを中心として生活支援が構築できないかと考えているところでございます。そのためには、先ほどからも出ておりますけれども、意識の醸成ですね、市民の方の支え合いが大事だということを知っていただいて、自らそういった支えの活動に参加していただくことが大事だと思っております。こういった取組が始まってもう七、八年になりますが、まだそこまでなかなか至らずに地域によって差がありますので、残り少なくはあるんですけども、そういったところを大切にしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 何が足りないか、これから何をすれば構築という状況になるかを聞きたいわけですが、そういったところは、まだ今後、整理していかないといけないというのであれば、早急にそれを整理していただいて、それを早い段階で教えてほしいんですね。ある程度でも構いませんので。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） コミュニティーを中心としたそういった生活支援は、市としてもバックアップしながら進めているところでございますので、経過につきましては、順次、御報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 何が足りないのかってお尋ねになっていると思うんですけど、何が足りないのかについてはどう把握されていますか。

真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐兼高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） これから課題として大事にしていかないといけないことが足りないことになるかと思いますが、まずは、先ほども

お話ししたように地域の支え合いの意識を高めていくことが大事な点と一つ思っております。それと、支え合いの気持ちが高まる中で、できる範囲で地域で支え合いをやっていこうとする担い手の方を増やすことが大事と思っております。その2点に特に今後重点を置きながら、地域の活動を支援していく方法を考えていきたいと思っております。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） すいません、今おっしゃられた支え合いの意識への働きかけというのは何か考えていらっしゃいますか。

○委員長（西村和子君） 真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐兼高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） すぐに支えの意識が高まるかどうかはこれからの私たちの関わり方にもよるんですけども、一つ効果が出てきていると思うのは、さりげない見守りを今推進している中で、見守りの目というのは、福祉委員、民生委員さんに高齢者の見守りをお願いしているところではありますが、今回の敬老の日の事業の取組の中で、自治会の取組の際に隣組長さん等にもその見守りの目に、リーフレットを使って関心を持っていただくという取組を進めております。まず、支え合いの意識を持つためには、自分たちが地域を見て感じてもらうことが大事だと思っておりますので、その見守り活動を通して地域の皆さんと話し合いができればと考えております。

○委員長（西村和子君） 私がこの場で言うことではないのかもしれませんが、南コミュニティでやったきっかけの一つの大きなものが、先進地視察だったと思うんです。助け合いの仕組みをつくれればこういうことができるんだよということを学んだわけです。そうすると皆さんから、ぜひそれだったら自分たちもやりたい、やらなきゃいけないという参加者のアンケートが返ってきたんです。それを基に検討を進めたんです。

やってみると地域の状況が見えてくるわけです。例えば、施設の中で完結していると思ったことが、その中に様々なニーズがあって、施設の中でも必要とされている支援がある、外部に求めたい支援があるとかですね。本当にささいな助け合いもできるし、また、これは地域の問題ではあるんだけど、自分たちが扱うものだろうかとか、様々な問題が見えてくるわけです。

きっかけとして、今のをいろいろ聞いていると、自分たちが助け合いをすることによって何が実現できるかというイメージが持てないんじゃないかと思うんですよ。そこら辺、担い手、担い手と言われていて、それは分かるんだけど、担い手が、こういうことができるよね、こうなるといいよねというモデルみたいなものを実感できる、そういうことが必

要なのではないかという気がしましたので、意見ですが、申し上げさせていただきました。

ほかに質疑はないでしょうか。

原口委員。

○委員（原口政信君） 2025年でね、高齢者の分は一応2025年、優先的に高齢者ということで政府も打ち出したからそうやってきたんですけど、うちはちょうどコミュニティーの設置と絡んで包括ケアシステムが1年遅れましたもんね。まだコミュニティーが安定してないときにこれを持っていったら大変という感じで1年遅れたから、そのしわ寄せがちょっと来ていますけど、ただ、檜木委員も言っていたように、地域の福祉専門員をやっぴり早くつくっておかないと。やっぴり1人2人が駆け回って皆さん方に研修会だ云々かんぬん言ったって、それは最初の段階では重要なことなんですけど、やっぴり地域のそれぞれのコミュニティーに福祉専門のコーディネーターを置いておかないと。少しぐらい金を使っても、そうしておかないと無理ですよ。そこは高齢者支援課もしっかり受け止めてしていかないと間に合わないですよ。

2025年になって、何をもって包括ケアシステムが達成できたかというのがよく分からないんですよ。これでもうまくいったとかいうのは、地域のお年寄りたちが自分の力で地域で暮らせたり、隣近所の皆さん方の共助の中で暮らせたり、最後はそういった環境づくりをしていくということでしょう。そうであればやっぴり地域にいないと僕は無理だと思います。そういった方々を束ねる方にもいていただかないといけないし、これは早めに対応しなくてはいけなくて、むしろ今からでは遅いなど。しかし、ぎりぎりでも頑張ってもらわないといけなくて、そこは市長の施政方針の中でもありましたので、一丸となって頑張っていたいただきたいなど。

ただ、一つ私がいつも心配するのは、やっぴり二日市コミセンと山家コミセンとは違うし、それぞれ地域特性があり人口密度が違いますから、その辺は大変だろうと思いますけど、そこら辺は上手にいろんな地域コミュニティーの方……。

今僕がすごく感心しているのは、運動サポーターの方です。これが地域のいきいきサロンやら何やらに健康づくりのほうでばんばん入っていかれていて、別の意味でしていらっしゃるんでしょうけど、ああいうのに絡めて地域コーディネーターも入ってされたらいいのではないかというふうに思っています。

ただ、あまり時間がないから、とにかく地域コーディネーターをしっかりとつかんで、ぎりぎりまで、檜木委員が言われたとおり、そういうのを早めに対応して今後していただ

たらいいなと思っています。

答弁は要りません。

○委員長（西村和子君） もう25年という締切りが来ていると思います。先進自治体に何年も前に視察に行ったときに「何やっているんですか」みたいなことを言われて、すごく恥ずかしい思いをして帰ってきたことが何回もあるので、御苦勞ではありましようか、ぜひ、よろしくをお願いします。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 高齢者のことだけじゃなくて、虐待とかに関することとかでも連携されたりしているんですかね。例えば、保護課とかと連携されながら事業をされているんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐兼高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 子育ての虐待との連携については、地域包括支援センターが高齢者の世帯に行つて気になる状況がありましたら、ケースを通して関係各課と連携を取つて対応しております。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。

それでは引き続き、所管事務報告、令和5年度敬老の日の事業について報告をお願いします。

課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、令和5年度敬老の日事業について御報告させていただきます。文教福祉常任委員会説明用資料の13ページをお開き願いたいと思います。

高齢者支援課では、老人の日・老人週間に合わせて三つの事業を行っております。

まず、初めに1番、敬老会運営費助成事業でございます。

事業の目的でございますが、敬老精神の高揚と高齢者福祉の向上を図るものでございます。原則といたしましては会を実施していただくことで助成をしておりますが、今年度は特例事項といたしまして、見守りを兼ねて該当高齢者宅へ訪問し、記念品配布をしていただくことで助成することにしております。

事業実績見込みでございますが、対象者の方及び金額は、7月31日に住民票がある方を基準日といたしまして、今年度末までに80歳以上の市民に1人当たり2,000円を支給いたします。対象者数は8,921人で、昨年よりも269名増加しております。一番右側の令和5年度経費見込額でございますが、1,784万2,000円を見込んでおります。

また、各自治会等の意向でございますが、敬老会を開催する自治会が57自治会、見守り活動を兼ねた記念品配布が21自治会となっております。

先日、全員協議協議会におきまして、敬老会開催日程一覧を配付させていただきましたが、日時が変更になったり記念品配布への変更になることも考えられますので、御了承いただきますようお願いいたします。

次に2番、敬老祝い金支給でございます。

事業の目的ですが、高齢者の長寿を祝し、高齢者福祉の向上に寄与するものです。

中ほどの事業実績見込みですけれども、7月31日を基準といたしまして、88歳の方に3,000円、99歳の方に1万円、100歳以上の方に2万円を支給することとしております。対象者数は合計で670名で、昨年より85名増加しております。一番右側の令和5年度経費見込額ですが、391万2,000円を見込んでおります。

最後に3番、記念品等贈呈です。

事業の目的は、新100歳を迎えられる方に対して、国及び県から配布される祝い状及び記念品を併せて市が訪問、贈呈することにより、多年にわたり社会の発展に寄与したことを感謝するとともに、長寿のお祝いをするものでございます。対象者数は31名で、昨年より2名減少しております。

次に14ページをお開き願います。100歳以上の高齢者数と最高齢者を掲載しております。100歳以上の高齢者は88名、最高齢者は、男性が105歳、女性が107歳となっております。

以上、令和5年度敬老の日事業の報告をさせていただきます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。

しばらく休憩に入ります。

————— . ————— . —————  
休憩 午後3時04分

再開 午後 3 時05分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

文教福祉委員会の行政視察実施の件を議題といたします。

委員会では、所管事務に係る調査研究のため、閉会中に委員会の行政視察を実施したいと考えます。

視察地と目的は、1、群馬県高崎市、ヤングケアラーSOSについて、埼玉県鴻巣市、ICTを活用した学校教育の取組について、3、埼玉県和光市、地域包括ケアシステムについてです。

視察日は令和5年10月18日水曜日から20日金曜日までの3日間、視察者は、委員7名、執行部1名、随行者として事務局1名の計9名。施設に伴う経費は予算の範囲内。

以上の内容で議長へ委員派遣承諾要求を行うこととし、その他委員派遣に伴う諸手続については、正副委員長に御一任願いたいと思います。

なお、相手先の御都合等により、日程、視察先を変更する必要がある場合の手続についても、正副委員長に御一任願いたいと思います。

これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、委員会は閉会中に行政視察を実施することに決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして、文教常任福祉委員会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

---

散会 午後 3 時07分